

滋賀県竜王町岡屋の「虫送り」行事について

——調査報告並びにその機能的な研究、及び日本民俗学の一傾向に関する若干の反省——

(附) 古文書「岡屋地区氏子総代相伝文書」(仮称) 紹介・解説

服 部 旦

目 次

- 一 はじめに
- 二一 岡屋村の概況
- 二二 岡屋村落の地理的変遷
- 二三 岡屋村の歴史(古代～近代)
- 二四 岡屋村の行政組織
- 二五 岡屋村の宗教組織—氏神社を中心として
- 三 氏神勝手神社の歴史と最近に於ける隆昌
- 四 「虫送り」調査報告並びに民俗調査報告の記述方法について
- 五 岡屋村「虫送り」行事の感情的原動力とその機能
- 六 岡屋村「原虫送り」の推定とその機能
- 七 日本民俗学の一傾向に関する若干の反省

一 はじめに

滋賀県蒲生郡竜王町岡屋地区(通称大字岡屋、岡屋村。以下、便宜上及び習慣上旧村制の大字、または、村を用いる)とその近隣三ヶ村(大字小口・大字薬師・大字七里)に於て、毎年七月一六日(新暦。以下、特別に断らない場合以外は新暦を用いる)に「虫送り」と称する農耕儀礼が行なわれている。私は本年(昭和五二年。以下の記述に於て年月を記す際には、時

間的距離感のつかみやすい元号を用い、明治以前については更に割弧内に西暦を附す。但し、文献の発行年については西暦に統一した)の当日岡屋を訪れ、事前に三名の氏子総代から行事についての報告を受けた後、この祭りの現場を直接観察した。そして、三日後の一九日に再び同地を訪れ、氏子総代の許に代々伝えられているかなりの量の古文書と絵図とを通覧する機を得た。そしてその後、一二月一九日最後の確認の為三度目の訪問をした。

この種の「虫送り」の行事は、第二次大戦後の過疎化(特に昭和三〇年代以降)による祭りの中心的な担い手である青年人口の減少、青年を筆頭とする住民の意識変化(特に宗教的行事に対する無関心化)、農薬の普及による虫害の撲滅、タイマツ(「松明」の材料は各種あるので片仮名書きにした。特に、本論文に報告するのは某種殻なので漢字から受けるイメージを避けるべく片仮名書きとする)の材料不足、その他種々の原因⁽²⁾によって、今日では既に消滅したり衰退してしまつた地域が多い。

昭和三九年八月、中央大学民俗学研究会の一員として、高知県幡多郡三原村を調査した際に、田圃の畔に御札を挟んだ竹棒を立てて、タイマツを持ち田の周囲を行列する「虫送り」の習俗がかつて当村にあったという報告を得たが、この四国西南端に近い山間の村でもそれは当時既に消滅していた。

滋賀県下でも昭和三〇年以降プロパンガスが普及し、自家燃料に菜種殻を使用しなくなったことから急速に菜種の栽培が衰え(岡屋では昭和四〇年頃³⁾)、その為この行事も消滅したり衰微した地域が極めて多い⁴⁾、今後消滅の恐れのある地域もあると思われる。竜王町文化財保護専門委員の古株太啓雄氏が私に寄せられた報告では、昭和三〇年代に入ってから菜種殻不足は滋賀県下では何処も同じであり、その為「虫送り」が現在廃止されている地域は竜王町内に限っても町北部の鏡・山面・西川・須恵・橋本・弓削・信濃・庄・川上・林・駕与丁(以上総て大字)の一一地区にも上り、規模を縮少して行なっている所は岡屋・小口・薬師・山之上・田中・綾戸(以上総て大字)の六地区に過ぎないという。

こうした状況の下で、行事の内容に多少の変化を来たしてはいるが、この祭りの昔の様子を髣髴とさせる規模で行なわれた岡屋の「虫送り」を実地に観察できたことを幸いに思う。また、氏子総代の許に代々伝えられている未発表の古文書(但し、私の知る限りではこの内の一部八本論文では「第一号文書」としたものが中川泉三氏「近江蒲生郡志」に収録されている)の中で、岡屋の氏神社である勝手神社や村の歴史、宗教行事に関するものを本論文の巻末に翻字して収録すると共に解説を附した。特に、応永年間造勝手神社本殿の棟札の写し(第一号文書。江戸時代の再転写)は、この村の歴史や宮座の歴史的展開(具体的な年号によって示す)、氏神社の祭礼内容を知ることができ、貴重である。また、調査報告の記述方法は私なりの方法を採用した。

多忙な中にもかかわらず懇切に应对・ご報告下さった氏子総代の神田源太郎(明治四四年生れ。特に氏には調査後も疑問点や確認事項を再三書翰へ一六度Vや電話へ一二度Vによってお尋ねしたが、氏は終始一貫誠心誠意極めて詳細にご教示下さった。ここに紙上を借りて深く感謝の意を表したい)、前田清治(大正二年生れ)、和田源次(明治四二年生れ)の三氏、岡屋区長岡田洋治氏他区役員の方々、竜王町文化財保護専門委員古株太啓雄氏、同小森三三郎氏、滋賀民俗学会の菅沼晃次郎氏、竜王町教育委員

会蔵口嘉寿男氏、同町企画課統計係沢田正夫氏、勝手神社宮司林健一氏、その他お世話になった多くの方々にも心から感謝の意を表したい。特に、古文書の翻字に当っては中央大学助教菅井時枝氏の懇切なるご指導を賜った。

注(1) 三名の氏子総代の内の一名が保管することになっている。

(2) 「虫送り」の現状に関する全国的な調査の時間とはともないので断定的なことは言えないが、私の眼に触れた報告書による限りでは、この行事が実際に行なわれている様子を報告した例は極めて少ないので、「消滅したり衰退してしまった地域が殆ど」ではないかと想像する。

実際、国立国会図書館参考誌部編『雑誌記事索引(累積索引版)』によれば、昭和四〇年から四九年の十年間の間に発表された「虫送り」に関する報告論文は次の二点に過ぎない。即ち、石崎直義「北陸に残る『虫送り』習俗考」(『日本民俗学会報』三八号、日本民俗学会、一九六五年東京)、及び、倉石忠彦「虫送り」(『日本民俗学』六九号、日本民俗学会、一九七〇年、東京)である。

しかしながら、この二論文には当時現実に行なわれていた『虫送り』の事例はほとんど見られない。即ち、前者は主に加越地方の古文書や古書を引いて藩政時代の「虫送り」の様子を記し、また、富山県福光町の「ねつ送り」(「虫送り」に当る行事……服部)の昭和初年の様子を著者の記憶によって記したものである。論文発表当時同地方に行なわれていた事例も幾つか報告されているが、全く観光化されてしまったものや、或いは形骸化した例のみである。後者はほぼ全国的な事例を諸報告に求め分布図も掲載した労作ではあるが、資料となった報告や論文にはかなり古いものがあり、論文発表当時の全国的な状況を伺うことは残念ながら出来ない。『日本民俗地図』(文化庁)も同様であろう。

昭和五〇年以降の報告で管見に入っただのは、菅沼晃次郎「近江の祭礼と芸能(8)『虫送り』」(滋賀民俗学会「民俗文化」一五八号、一九七六年一月、大津)と、関啓司「西寺のいもち送り——甲賀郡石部町——」(同誌一六三号、一九七七年四月)がある。前者は岡屋の隣村小口と八日市市西市辺の例を実地に観察したものであるが、紙幅の関係で余りにも

簡略である。しかし、岡屋の隣村の例だけに本研究の参考となった。後者は滋賀県甲賀郡下の一例の実地の報告であるが、これも概略のみで、行事の生々とした様子を知るには限界がある。この二報告によると、滋賀県下には規模を縮小したり、ごく僅かな代表者達のみによる行事として変化して行なわれている例が各地にあることを推定させる。猶、『日本民俗地図』は蒲生郡に一例も記さず不備である。

(3) 菜種が盛んに栽培されていた頃には、岡屋附近の水田地帯(写真宛)は見渡す限り黄一色となり、時代劇の撮影に使われた程であった。

(4) 本年(昭和五二年)七月、岡屋の北隣の大字小口を訪れた際、地元古株太啓雄氏(大正一四年生れ)の語ったところでは、昭和四七年テレビ(教育テレビ「米を作るおじさん」(小学校高学年向け))の放映の為に小口の「虫送り」を昔の規模で行なおうと、菜種穀を県下の他の地域から購入すべく農協中央会へ問合させたところ、「県下の主産地は自宅の竜王町です。」と言われて赤面したという。主産地と言われる竜王町がこのような状態であるから、菜種穀不足の為に「虫送り」が廃絶した地域は滋賀県下でも相当数に上るものと思われる。

(5) 古株氏のこの報告にはないが、その他大字七里でも行なっている由を岡屋の神田源太郎氏のご報告下さった。但し、その規模については明確ではないが、他の地区の例から見ても、これも規模を縮小してのものである。

二 岡屋の概況・村落の地理的変遷・その歴史・行政組織・宗教組織

最初にこの村の概況や村落の地理的変遷、その歴史、行政組織、祭祀組織(氏神社を中心とする。▲寺関係は巻末追記(1)参照)について述べたい。村の歴史や次章の氏神社の歴史については、「虫送り」という一行事の報告には詳細に過ぎたようであるが、現在の「虫送り」を初めとする氏神社を中心とする諸民俗が過去の歴史といかに係っているかを解明する為の資とされた。言うまでもなく、一つの祭礼を歴史的に考察する際、その村の歴史も同時に解明することが必要であ

る。幸いにも岡屋村には、乏しいとは言え比較的村の歴史を知ることの出来る古文書が存在するので、これを可能な限り活用した。今後の岡屋村及び周辺地区の民俗調査の資料として利用して頂ければ幸いである。

なお、関連事項や附随的事項については、一字下げにすると共に活字を一ポイント落した。

二一 岡屋村の概況

竜王町は滋賀県蒲生郡の中西部に位置し、東西七・六キロ、南北八・五キロ、面積四四・六七平方キロである。町の北部は日野川とその支流の活動になる沖積平野であり、日野川の左岸を占め、殆どが水田である。この平野地に於ける集落は主に自然堤防沿いか、条里に規制されて低地にある。一方南部は高さ二〇〇〜三〇〇メートルの古琵琶湖層からなる鏡山丘陵が西北から東南に走っており、この丘陵地の山麓には畑が多い。南部に於ける集落は丘陵地の山麓や、祖父川(なごやがわ)の自然堤防沿いにある。

町の南と西は丘陵の分水嶺を境として甲賀郡水口町・甲西町、野洲郡野洲町に接し、北は日野川を境として近江八幡市に接し、東は平野伝いに蒲生郡蒲生町に接している。耕地は平野の多い北東部が多く、西南部は鏡山丘陵によって半分近くが山林となっている。⁽¹⁾

岡屋はこの竜王町の南部に属し(最南部の村である大字山中の北に接する)、村内を甲賀郡水口町・甲西町三雲方面に通ずる古来の「甲賀道」(甲西町下田で水口方面と三雲方面とに分岐する)が通っており(現在では村の東脇に県道が通じている)、かつては武士・商人の往来が激しかった。⁽²⁾

明治五年四月の区制に於ては蒲生郡第一区に属し岡屋村と称した。同二年四月の町村制(旧村制)に於ては蒲生郡鏡山村大字岡屋と称した。昭和三〇年四月旧鏡山村と苗村とが合併して竜王町が生まれ、同町岡屋地区となり現在に至っている。

村の全面積は四・四六平方キロである。内訳は神田源太郎氏(以下、

表 (一) 産業 (大分類) 15才以上就業者数 (昭和50年国勢調査)

農 業	176	金 融 保 険 業	8
林 業	0	不 動 産 業	0
水 産 業	0	運 輸 通 信 業	13
鉱 業	0	電 気・ガ 斯・水 道 業	0
建 設 業	28	サ ー ビ ス 業	25
製 造 業	133	公 務	12
卸 売 小 売 業	45		
総 数	441 人		

表 (二) 岡屋事業所統計結果 (昭和50年)

分 類	数	従業者数	件数
店 舗, 飲 食 店	16	1~4 人	14
		5~9 "	2
工 場, 作 業 所, 鉱 業 所	6	1~4 "	2
		5~9 "	2
		20~29 "	1
		50~99 "	1
そ の 他	5	1~4 "	3
		5~9 "	1
		10~19 "	1
その他 (旅館, 病院, 神社, 学 校)	2	1~4 "	2

神田氏とする)の報告では、田畑約一三二万平方メートル、山林一〇二万平方メートル、宅地八〇万平方メートル、官地(河川敷・道路)一三二万平方メートル(合計四・四六万平方キロ)である。戸数一七三戸(昭和五二年九月末現在)、人口四六五人(男三三三人、女三三二人。昭和五〇年国勢調査)である。

生業は農業が中心であり、総農家数二二八戸。その内専業農家の四戸に対し、兼業農家一二四戸(第一種兼業農家一三戸、第二種兼業農家一戸)と圧倒的に兼業農家が多い(『滋賀県農業センサス』一九七五年版)。村民の就労職種については、産業(大分類)別一五才以上就業数(昭和五〇年国勢調査による)を表(一)に示すと、農業の一七六人に次いで製造業の一三三人が最も多い。これは兼業農家の多くが附近に出来た工場等に働きに出ていることを示す。また、「岡屋事業所統計結果」(昭和五〇年、竜王町役場企画統計係調べ)は表(二)の如くであり、村内の人家附近では従業員三・四人の漬物工場一つと、やゝ大きめの工場(従業者数四〇人程の化粧品容器の製造工場(滋賀釜屋化学))が一つあるだけで、その外見から受ける印象は「緑多い静かな農村」という言葉がふさわ

しい。

以上の統計的数字は主に竜王町役場企画統計係沢田正夫氏のお手を煩わせたものである。ここに謝意を表したい。

二二 岡屋村落の地理的変遷

岡屋の古代から近代に至る歴史を考察するに当り、最初にこの村落の地理的変遷について述べたい。即ち、「勝手神社々歴」(昭和四年、氏神勝手神社の本殿を修造した際、当社の専業神官久野悟氏が作製したものである)によると、「元住民は(中略……服部)明神ヶ谷附近一帯の山麓に在りしが、漸次川東の平地に移住し遂に現在の部落をなし」とある。村民も同様に伝え、氏神勝手神社の跡と伝える地が明神ヶ谷に今でもある。

この村の人家がかつて北の鏡山(三八五メートル)から南の十二坊山(四〇六メートル)に至る鏡山丘陵の山並みの一部である牟礼山(写真(四)岡屋の人家の後に見えるのがその一部)の山麓(日野川支流の祖父川西岸。地図A地点)一帯にあり、やがて祖父川の東岸に出たというこの伝え

は、以下の理由で信憑性が高いと思われる。即ち、次節に於て触れるように、この鏡山丘陵の山腹山麓には古代遺跡が多く存在し、古くから人が居住していた。そして、北の大字小口に於ても岡屋と同じような伝えがあり、小口の村は現在の人家から一五〇~二〇〇メートル離れた山麓(岡屋に続く牟礼山の一部)にあり、今日の集落は関ヶ原の合戦以後に出来たらしいと古株太啓雄氏のご報告下さった。小

口の場合、現在でも氏神社は今の集落から離れた対岸山麓にあり(地図B地点)、現観音堂(小森太郎氏はこれがかつての法満寺の地ではないかと推定される)がその北側の山麓の少し高めの地にある。小森氏によればこの一帯には「〱屋敷」「〱屋敷跡」という地名がある。そして、同じ町内の大字須恵の集落も同じ山並みの北端鏡山の山麓にあったと伝え、現に村の地所がその山麓にある(須恵はこの山麓の斜面に陶窯を設けて生業としたことに起る村名であろう)。これらの村は天井川である祖父川(や善光寺川・日野川)の氾濫を恐れてかつて山麓にあったものが、治水の完備に従ってより農地に近く便利な現在の地に移ったものと考えられる。

ちなみに、竜王町大字川守もかつては日野川対岸の雪野山(写真四)山麓(地図H地点附近)にあったと伝えられ、天平時代の寺院跡が現在の雪野寺(野寺)に接して存在しており、更に寺の東には天神山古墳群がある。そして、川守の氏神(天神を祀る)も現在の集落を離れて対岸のこの古墳の脇に存在している。同じ日野川沿いの林、川守、岩井はかつては環濠集落をなしていたというが、これは後述(二二三岡屋村の歴史「近世」の項)の如き、江戸時代頃の治水事業によるものと考えられる。これらの村も日野川の治水が完備するに従い現在地に移ったものであろう。江戸時代に於ても人々は日野川やその支流の氾濫に悩まされており、岡屋村内を流れる祖父川も天井川であるから、現在の平野部に岡屋の人家が移るのは堤防がある程度完備してからでなければならぬだろう。現在でも、大雨により祖父川が増水した時、この川からの取水口を塞がないと人家や氏神社が浸水するという。

岡屋村が現在の地に移った時期については、右の如く事実と見做し得る伝えが今に伝わっていることからして、それ程古い時代ではないように思われる。卷末所収第一号文書「岡屋大明神棟札之寫」によれば、天平年間(この時代については問題があるかもしれないが)二つあった宮座が、正和年間(一三二二―一三二七)に五つ揃ったと記されているところからすると、この頃までに岡屋村の人口がかなり増加したので

はないかと推測される。そして写真(一)に示したこの村の絵図(江戸時代後期のもの。安永八年以前には溯らない)に於て示した岡屋の人家や神社は現在地のものであり、祖父川西岸の山麓には一戸もない所からして、村落の移動は遅くとも江戸前期まで、最大限溯って正和年間前後であろうか。

無論全面的な移住が一度に行われたのではなく、人口の増加、分家の増加等に伴ない次第に川を越えて下手に移ったものと思われる。前述の小口の村落が関ヶ原の頃の頃の地に移ったという伝えを参考にすると、同じ川筋にある岡屋もやはり同じ頃までには現在地にほぼ移動したのではないか。もっとも、小口・薬師・七里の氏神社が今の集落から離れた川(七里の場合は善光寺川)向うの山麓(川守の場合も述べた如く、日野川の対岸山麓にある)に現在でも存在しているのに対し、岡屋の場合は川向うの山麓にあったという伝承が伝わるのみで現在では今の集落内に存在することからして、同じ川筋にあるからと言って同日に論ずるのは危険である。氏神社が既に村落内にあることから見て、岡屋の場合は他の村よりも早く移住が行なわれた可能性がある。氏子総代の許に伝わる第六号文書「大字岡屋誌」に、「寛文一〇年(一六七一)……(服部)明神ヶ谷ヨリ字井ノ上ニ即チ現在ノ位置ニ土産神ヲ移ス」とあるのを参照すれば、この頃までに村の人家は現在地にほぼ移転し終えたものと考えられる。

二二三 岡屋村の歴史(古代・近代)

(本節末尾に二二一―二二三の注を記す)

A 古代

岡屋の古代の様子を直接明らかにする資料は今のところ発見されていない。岡屋がその山麓近くに位置する鏡山丘陵の東斜面(同様に西斜面にも)には古代遺跡が数々存在している。滋賀県教育委員会『滋賀県遺跡目録』第二輯(昭和四〇年度)によれば次の通りである。即ち、北から大字鏡に古墳及び古墳群二・竊跡(古墳時代)四。山面に古墳及

び古墳群九・窯跡(古墳時代)一・遺跡散布地(フレ)一、他に有名な弥生時代の銅鐸二基を出土した高塚山遺跡がある。須恵に窯跡(古墳時代)一。七里に土壙一(地下式土壙五基)。薬師に古墳四(内、平地にあるもの一)。山中に古墳群一・窯跡(登窯)一。以上、これらのほとんどが鏡山丘陵の山腹や傾斜面にあり、この山麓には古代から居住する人々が多かったことが知られる。

岡屋については同報告書には二つの寺院跡(時代を明記していない。観音堂遺跡については「推古天皇六年創建という」とある。共に山麓に立地する)以外に遺跡は記していないが、右の如き遺跡の分布からすれば、古代岡屋の山麓にも居住者があつたに違いない。

下って、大化改新の際条里制が敷かれたとするが、この竜王町北部一帯には条里制区画の跡を明瞭に残している(尤も、現在耕地整理によって破壊されつつあるが)。岡屋の平野部は北部に連なる広々とした水田地帯(写真(田)(白))であり、前記の江戸時代の絵図を参照すると、この水田地帯には「上ノ切」「中ノ切」「下ノ切」(写真(田))の如き小地名があり、各々等分に近い面積を持ち且つ東西と南北に碁盤の目を思わせるように整然と水路(この絵図は用水路に重点を置いて描いているので、畔道は明瞭ではない。この水路沿いに小道が走っているのであろう)が敷かれている。そして、この岡屋の耕地のほぼ中央を南北に太い農道(現在、巾一・五メートル程。後の報告の条の「虫送り道」・「送る道」・「いもち道」に当たる)が描かれており、現在でも畔道(脇に水路がある)が南北一町毎に作られている所から見ても、岡屋の平野部耕地にも条里制が行なわれたものと解される。

江戸時代に於て岡屋は北隣りの小口や南隣りの山中よりも広い耕地を持つ(「近世」の項参照)が、これは大化改新以後の条里に基く地割やそれ以前にも溯る歴史的背景があるように考えられる。即ち、山中村は祖父川の上流に位置し水利的には有利な条件にあるものの、人家や耕地は山麓の緩い斜面(写真(田)の山裾。手前の川が祖父川。その向うに岳川が流れている。この附近で山中村を水源とする岳川と合流する)に位置

し、狭い耕地しか持たない。一方小口村は岡屋よりも祖父川の下流にあり、水利権の点では岡屋や山中よりも不利である。

かようにして、岡屋は上流の山中や下流の小口よりも広い耕地面積を持ち、且つ水利の点で山中一村を除き他の下流の諸村(巻末所収「第二号文書」には岡屋の真東の西山村や山之上村に対する通水権を持っていたことが明示されている)よりも有利な地位にある。これは古墳等の遺跡こそ発見されていないが、かゝる地理的条件を考慮して、古代から早くこの地を占めて開発した人々がいたことを推定させるものである。

次に、近江国と帰化人との関係については早くから指摘されているところである。「日本書紀」垂仁天皇三年の条の一云に「近江國鏡村谷陶人、天日槍之從人也」とあるのは有名で、述べたように竜王町内に鏡・須恵の地名が現存している。また、中川泉三氏によれば、同町大字綾戸は錦綾紡織の帰化人が土地を与えられその技を業としたことによる地名であり、大字薬師は医博士の居住した地とされる。「続日本紀」光謙天皇天平宝字二年四月の条、難波薬師奈良の改姓に関する記事中に「奈良等遠祖徳来本高麗人」とある。

岡屋について中川氏は、

新撰姓氏録に岡屋公百濟國比流王之後也とあり、岡屋は和名抄山城國宇治郡岡屋郷とある本居か、(乎加乃也)と訓む、又此氏は皇別八太屋代宿禰の後にもあり、出自自から異なり、本部の岡屋は何れの族なるや斷し難し。

としておられる。帰化人を祖とする岡屋公の居住地であった可能性も考慮しなければならぬが、有力な根拠は今の所ない。

興味深いのは、神氏・紀氏の二氏が奈良時代に居住していたという記録である。即ち第一号文書の「初之板」の条に「天平年中神紀与二つニわかれ祭礼村座東西初り」とある。これが事実とすれば、天平年間(神氏と紀氏とが「東座」「西座」の両村座(宮座)に分れて氏神を祀ったことが明らかである。この神・紀二氏については、「初之板」の条及び第一号文書「豎板表」(及び「外ニ紙書」)の条に記された「岡

屋大明神社頭持村人名帳」にもこの氏の名を持つ人名が見え、その存在は確実である。

この両氏は「初之板」の条の記事によると二つの村座の筆頭格であることが知られる。そして、同文書「横板之裏」の条に「弓事正月廿四日五日兩日也 弓親ハ神氏紀氏人根本ヨリ、兩氏人スルモ、ハ也」とある。こうして中世（横板の表）の記事の文末に「応永十六丑六月朔日」とある）に到ってもこの両氏が村の氏神祭に於て特権的役割を持っていることからして、古代氏族の神氏と紀氏（無論、土着の民が有力氏族の配下に入りその氏を名乗った一種擬制的氏族の可能性も考慮しなければならぬが）とが天平年間以前からもこの地に住み、言わば草分けとしての地位を有したものと考えられる。滋賀県下の古文書で神氏については今の所他に見えていないが、紀氏については長命寺文書（承保元年八一〇七四、寛喜三年八一三三、他）、大島奥津島神社文書（弘長二年八一二六二）などに散見し、平安時代末期から鎌倉時代に同じ蒲生郡内に居住していたことが知られるのであって、その近江國との関係の古さを思わせる。

猶、この両氏の系統は「現代まで続いている」との由であり、現神田家は神氏、現紀井家は紀氏の後裔である、と神田氏は述べられた。

B 中古

中古の記録も殆どないが、荘園との関係を示す唯一の資料として第一号文書「横板之裏」に次の如き記事がある。即ち、「彼岡屋郷之事市子之庄内花山院本領也」である。中世に於ける花山院家は、藤原道長の嫡孫師実の三男、右大臣家忠の後裔であるから、中川泉三氏が既に指摘しておられる如く、中世の花山院領は平安時代に於ては藤原氏の荘園であったことが知られる。そして、岡屋から東へ五、六キロメートルの所に市子殿・市子松井・市子沖（共に蒲生町内）の地名があるから、市子庄の中心はこの一帯であろう。岡屋はこの市子庄の西端に属した（または、これらの地からは、ヤム距離があるので、飛地として？）も

のと考えられる。

中川氏によると市子庄内には藤原氏の祖神を祀る奈良春日神社の社領も平安時代に存在した。その点で興味深いのは岡屋の氏神勝手神社に現在春日若宮が祭られていることである。第一号文書「横板の表」の条には「岡屋社頭本ハ兩社近年三社」とあり、「近年」（応永年間であろう）八王子社が勧請される以前は二社だったことが知られ、その内の一社は、後文に「五月五日西社春日宮若宮御祭礼也」とあるから、春日若宮であったことが判る。これによって、応永年間以前、恐らくは平安時代には岡屋の地に春日社領が生まれたものと考えられる。

C 中世

鎌倉・室町時代に於ては、前記の如く花山院家領であったことが知られるが、第一号文書「横板之裏」の条に「……花山院本領也雖然仁和寺勝功德院御寄進也」とあるので、その所領（全体か一部かはこの文だけでは明瞭でない）もある時代に仁和寺の一塔中勝功德院に寄進したことが判る。

その他にも寺社領があったらしいことは、次の幾つかの記事により知られる。即ち、第一号文書「横板の表」の条に「応永己未根本神春日宮末社中苗村大明神流東下八王子初テ奉請神之頼長代之事也」は、応永年間には比叡山延暦寺か日吉神社（八王子社は日吉七社の一つ。この一文によれば大字綾戸の苗村神社の境内社である八王子社を勧請したものと見られる）の所領が出来たことを思わせる。更に、同じく「横板之裏」の条の文意不明だが「若王敬宮以後山門豊院中□御年改□」という一文は、山門との関係を示している。同文書「初之板」の条、正和年間中の村座の名に「法所」（永井義憲氏は、寺社領の管理所を指すと解される）があることは、正和年間までに何らかの寺社領が出来ていることを物語っている（この法所の僧は「阿闍梨」「法橋」の肩書を持つ八第一号文書「豎板表」▽が、永井氏の御教示によれば、当時としては相当の身分という）。

岡屋の小字名の中に「十禅寺」という地名があるが、この十禅寺は

日吉七社の内の十禅寺社によるものと解される（有名な得珍保も日吉神社の社領として十禅寺社を祀っているし、滋賀県下でも他に十禅寺の地名は見られる）から、これも山門との歴史的関係を示している。

この山門が岡屋内の所領をめぐり他者と争う事件が明徳三年（一三九二）に起った。即ち第一号文書「「豎板裏」」の条に「明徳参年申七月廿八日岡屋村郷本所山門所務依相論地下社丙戌年柱立也」とある如く、岡屋の「所務」をめぐって本所と山門が権利を主張し合い、その際氏神社の岡屋大明神の社殿が破壊されたとある。この相論については第二号文書二オにも「然ルニ仍テ山門と南都興福寺奈良法師と又三井寺ノ相論ニテ破レタリト見ユ」とある。これにより、この本所は春日神社（興福寺）であったことが知られ（三井寺が出るのは園城寺の所領もあつた為か。隣郡の野洲郡山賀郷内杉江の地には園城寺の造営料所があつた^{(10)(b)}。あるいは、勝功德院の属する仁和寺が三井寺と関係があつた為であろうか）、平安時代以来の春日社領が健在していたことを示す。この争いは古くから春日社領のあつた岡屋に、前述（八王子社、十禅寺社）の如く山門が所領を新たに持ち、進出したのが原因であつたらう。

この相論の結果、岡屋の支配勢力に変動が起つたことを物語るのが次の史料である。即ち、第二号文書二オの「岡屋郷勝手大明神之社頭之座配改り候者明徳三壬申ノ年七月ニ本所山門所務相論より也」である。第一号・二号・三号文書に記された「岡屋大明神社頭持村人名帳」は、その新たな座の構成員を示す目的のものであろう。そして、この村人名帳の中央の行に法所座の僧の名が大書されているのは、単に敬意の表現だけではなく、寺社勢力の権威を示すものと思われる。

しかし、「社頭持村人名帳」とあるところからして、当時の岡屋の在地の主導権は実質的には有力農民が掌握していたものと見られる。この「村人」は、第一号文書の「初之板」及び「横板の表」の条等に東村・西村・新村・今村とある如く、「村」が宮座（村座）そのものを指す語からして、村座の座衆であつたことが知られる^{(10)(c)}。そして、その

中でも「社頭持」は村座の筆頭的地位に立つ者と見られ、彼らが頂点に立ち氏神社を中心に「村人」達は団結していたものと考えられる。そしてさらに、第一号文書「豎板裏」に「地下社」という語が見られる所からして、彼らを頂点とした惣村制が既に応永年間には行なわれていたものと推定される（この「地下」という語は第四章の調査報告に於て触れるように、現在でも岡屋では村役人村行政の役員を指す語として用いられている）。

第二号文書ニウには、「氏子頭執四人也同ク明ニ山ノ上西山村へ湯水遣事を許ス」とあるから、五つの村座の内神社領管理の為に派遣されている僧達の座である法所座を除く四座の筆頭者四人（これが同文書ニウの「大村」であろう。同文書二オのみに見られる「殿村」も同じ性格のものである。第二号文書のみに見える点で「大村」と同一村座かも知れない）が、岡屋村の用水管理権を持っていたことが知られる。

ちなみに、第四章「虫送り」の報告で触れる点であるが、「虫送り」の行事の中心的執行者は村の灌漑用水を管理する水利委員達であり、彼等はずは「湧頭」と「水入れ」とに役割が分れ（村に於ける階級による。即ち、前者は神田氏の言葉を借りれば「上位の百姓」なる。「上位の百姓」とはいわば村の「ボス」的存在を意味し、必ずしも農地をより多く持つ訳ではない）、後者は通水やこの祭りに関し万事湧頭の指示に従うのが慣習であった。この湧頭という役割も村座の座頭格の者に由来しているのではなからうか。注目すべきは、これら有力農民は右の「村人名帳」によれば、東村西村の村座の神氏・紀氏であることである。古代以来の草分けの二氏が応永年間に到っても依然として在地に勢力を持つていることがこれによって知られるのであり、正月の「弓事」に於て「弓親」を二氏の氏人が行なうという権利（第一号文書「横板之裏」を持つことと呼応している。第一号文書「豎板の表」に「上棟岡屋大明神……」として、これら「村人」の名を明記するのは、応永七年以上棟の本殿の建築が彼らの（財）力に負うものであることを顕示記念するのが目的であつたらう。

竜王町内の左右神社文書によると、「正長元年（一四二八）」当時安吉

郷の庄園で在地の支配的地位にあったと思われる西、道坊なる土豪が、各坪ごとの零細な土地を現在の大字林(竜王町内……服部)を中心としてまとめた地域に所有しており、当時の在地土豪の存在形態を具体的に示している⁽¹²⁾。「滋賀県市町村沿革史」(傍点、服部)が、岡屋にも第一号文書他に「東村神主」(神主は宮座に於ける司祭者)として神道阿弥、西道大蔵尉神頼盛なる人物が見られる。同じ西道の名を持つ当村の神頼盛も、在地で勢力を張っていた人物と考えられる。

一方武家の動向については、次第にこの地に勢力を伸張したと思われるが、その経緯を直接物語る史料は岡屋については現在見ない。中川氏によれば建武二年(一三三五)二月、花山院家が奈良春日社の祭礼の為の旅費欠乏により、麻生庄(市子庄に接する)の貢租の前借りをした文書が蒲生町下麻生山部神社文書にあり、同じく花山院家領の麻生庄が建武五年(一三三八)足利尊氏によって没収され⁽¹³⁾(花山院家の藤原師賢は下総國で配死)祇園社造営料所として寄附されたところからすれば、同じ花山院家領の市子庄内の岡屋も武家により蚕食されたことであろう。一四年後の正平七年(一三五二)に麻生庄について花山院家と祇園社との間に相論が起ったこと⁽¹⁵⁾からすれば、市子庄内に於ても公家と武家の勢力交代に伴なう紛争が起り、これに両者が寄進した寺社とがからんで複雑な争いとなったのではないかと思われる。

第一号文書「横板の表」の条に応永年間(?)新たに勧請した八王子社について「今之宮立根本領家地(頭、脱カ)預所相共寄進」とある所からすれば、応永年間根本領家(花山院家を指すものであろう)の他に武家の領地が岡屋に存在しており、岡屋に於ける花山院家の勢力も既に南北朝から衰退していたものと思われる。

岡屋に於ける武家勢力の存在を暗示するのが第二号文書ニウの一文である。即ち、「織田信長公頭取⁽¹⁶⁾ニテ則薬師村明神もさいこう破損也岡屋も同事に再興破損能仕候者也」。薬師は岡屋の北三キロの村である。この信長軍の薬師村侵攻は永禄一年(一五六八)九月の観音城(蒲生郡内)佐々木氏攻略の際のものと考えられる。薬師の氏神勝手神社棟札に

尾張國織田信長、當國亂入時、彼黨輩、永祿十一年辰九月十七日當所亂入、僧坊在家放火餘災、當社吹懸、七社之御寶殿、並拜殿、七間御供所、寶藏、鐘樓、法經堂、庵室、薬師堂、悉燒畢。(傍点、服部)

とあるが、第二号文書の右の一文はこの事件を記したものと考える。中川氏は信長軍の薬師村攻撃について「放火の所以は必ず信長に反抗せし結果なるべし、相傳る、村人山副某の女人佐々木義賢の侍女たりし故なり」と解しておられる。薬師村攻撃の際に岡屋にも兵火が及んだという第二号文書の一文は、当時岡屋にも薬師同様佐々木氏の支流、または家臣の土豪がいたことを暗示するものではないか。共に勝手神社を氏神とするのも両村の親密な関係を思わせる。そして、第一号文書他の「社頭持村人名帳」に見られる東村・西村両宮座の筆頭格の人物達が兵衛太夫神頼長、神左衛門次郎、兵衛尉平貞俊紀満全、神清弘兵衛五郎の如き官名を持つことからして、古代以来この村に勢力を持つ神氏・紀氏両氏の氏人が、この地方に支配権を持つ右の武家に仕えたのではなからうか。或いは、彼ら自身が地侍化していた可能性がある。

さて、前述の宮座を中心とする在地の支配者の間に再び変動が起ったことを思わせるのが、第二号文書二オの「一(社頭之座配の……服部)近代改メハ天正一五年太政大臣織田信長公代也」という記事である。永禄一年の信長近江攻略の際に岡屋も被害を蒙ったのは、佐々木系の武士か家臣(恐らくは「社頭」としての神氏・紀氏)が居住していたと推定したが、天正一五年に於ける「社頭」の構成員の変化は、信長に抵抗したことによるものか。もともと、永禄一年から一九年後である点時代が隔っているので疑問ではある。

一方、岡屋の村民の生活状態については、これを知る直接的な史料は現在のところ存在しない。ただ第二号文書ニウに見るように、下流の村に対する通水権とその水量を記している所からすれば、蒲生郡の平野部の他の村々と同様灌漑用水の確保に悩まされていたことと思われる。岡屋を流れる祖父川は、水源の鏡山丘陵の開析が早くから進ん

だ為天井川となっている。山林もさして深くないので大雨の時には洪水、旱天には忽ち干上がるという性格の川であるから、用水の安定した供給に不安である(但し、その中でも岡屋の水利は他の村々に比べ条件が良かったと思われる。「近代」の項参照)。

岡屋の北西の鏡山(二七六メートル。竜王山とも称す。地図C)の山頂には竜王神社が祀られ、現在でも七月に大字鏡の專業神官による祭祀がある。同様に鏡山の南の山中岳(三一八メートル。岳山とも称す。地図D)の山頂にも竜王神社があり、七月に小口と山中の社守によって祀られる。そればかりか、岡屋と薬師が勝手神社をこの鏡山と山中岳の間の牟礼山麓に勧請したという伝え(第三章勝手神社の項参照)があることなどからすれば、岡屋を含め現竜王町内の村々は水不足に悩まされていたことと思われる。岡屋の「氏子総代相伝文書」には水争いに関する中世文書は見なかったが、古株氏によれば小口に現存する古文書の内容のほとんどが水論という。

かように水不足に苦勞をしたとは言え、他の村々より上流に位置し、広い耕地を持つ岡屋は比較的に安定した生活を村民に与えたものと想像される。即ち、応永七年建造の現勝手神社本殿(写真E)の如く非常に優美繊細な建築の氏神社を持つのは、当時のこの村の財力(一部有力農民、土豪に集中していたかも知れないが)の程を思わせる。日野、五個荘等に見るような商人の活動は盛んではなかったようで、これに関する資料や言い伝えは現在存在していないのは、自給度の高い村だったからではないか。

D 近世

江戸時代最初期に於いてこの村を領有したのは本多飛弾守と旗本有馬氏である。即ち、第六号文書「大字岡屋誌」によれば、慶長七寅年(一六〇二年……服部)公儀ヨリ鈴木新五左衛門検地ノ為出張セラル此時検地高ヲ卷千九百八拾石四斗称ス 同拾五年(一六一〇年……服部)本多飛弾守内高七百石ヲ拝領セラレ残り高旗本有馬氏ノ地行所トナ

ル」とある。本多飛弾守は本多成重を指すものと思われる。「寛政重修諸家譜」によれば、元龜三年浜松に生まれ「慶長七年十月二日御墨印をたまひ、近江國蒲生郡にをいて二千石を加へらる。」とある。同じく第六号文書によれば、「寛永拾四年(一六三三年……服部)本多領尾州領トナル」の如く、二三年後本多領は尾州徳川家領となった。

氏子総代相伝の文書中に、明治一七年隣村山中村との水争いの裁判資料があり、そこに江戸時代の文書の転写がある。その表紙には、

仁保川 枝川

字大堀川録(注)じ

尾州御領

有馬左京知行所

江州蒲生郡岡屋村

とあり、奥には、

天保十三寅五月

百性惣代勘右衛門
(以下五名の名省略、服部)

御見分御役人中様

とある。尾州御領は尾州徳川家領の意であるが、有馬左京については、『寛政重修諸家譜』によると、村上源氏(赤松支流)の有馬氏、有馬則明(松三郎 采女)である。石野筑前守範堯の三男、母は大久保土佐守忠興の女で、有馬則雄の養子となり、安永八年八月遺跡を継いだ。采地三千五百名で、岡屋はその一部(二二八〇石四斗)である。初代は同じく同書によれば有馬豊長である。豊長については同書に、

慶長十一年質となりて江戸に來り、はじめて東照宮台徳院殿(將軍秀

忠、服部)に拝謁す、時に十八年父の領地丹波國福智山にゆく。(中略、服部)元和二年より台徳院殿に仕へたまつり、のち御小性をつとむ。元和

六年、近江國蒲生武藏國比企兩郡内にをいて三千石の地をたまはり、七年從

五位下出雲守に叙任す、寛永二年七月二十七日采地の御朱印を下さる(後

略。傍点、服部)。

とあるので、岡屋の有馬氏知行は「大字岡屋誌」によれば慶長一五

年に始まるとするが、『寛政重修諸家譜』によれば元和六年(一六二〇)に始まることになる。右の朱印とは、

近江國蒲生郡岡屋村千二百八十石四斗、小谷村二百九十六石二斗餘、信濃村三百七十九石二斗、上島村四十石四斗餘、武藏國比企郡古路村千石、都合三千石之事宛之訖、可全領知者也。

寛永二

七月廿七日 御朱印

有馬出雲守との

(傍点、服部)⁽²⁰⁾

である。

そして第六号文書三ウに「元治元年……尾州大納言……有馬地行所下百姓」とあるから、岡屋の領主は江戸初期から幕末まで変らなかつたことが判る。⁽²¹⁾

中川氏によれば、「近江国石高帳」によるものと思うが明記せず。岡屋の石高は一九八〇石四斗(内、尾州徳川家七〇〇石、有馬采女八則明〇二八〇石四斗)である。これを近隣の村と比較すると、山中が二六八石五斗(領主関 伊織)、小口が九九七石五斗四升九合(内、本荘伯耆守四九七石五斗四升九合、河野豊前守五〇〇石)である。⁽²²⁾この差は言うまでもなく耕地面積に基いている。先述の如く、昭和四八年まで岡屋には用水を管理する湧頭(二名)・水入れ(三名)が存在した。小口ではこの役職は現在も存続しているが、人数は各二名ずつ計四名となっている。神田氏によれば、これは岡屋の耕地が小口をよりも多い為である。前代の歴史的事情に基く慣習が現代まで生きているのが興味深い。

農民の生活の様子については、右の「大字岡屋誌」があるけれども、具体相を知ることにはここでも難しい。中世の項に記した用水の問題は、相変らず深刻だったと思われる。前記江戸時代後期の絵図が専ら水路に関し詳細であるのは、ここでも用水が大きな問題であったと推察される。「虫送り」の報告の条で述べるが、上流の山中村と水利権の問題(祖父川支流の岳川が山中領より発する為)⁽²³⁾から仲が悪く、両村はかつて通婚しなかつたという伝承があるし、次に触れるように明治

一七年には水利権に関し裁判で争った。

また、注(1)書によれば、毎年のように洪水を引き起す日野やその支流に沿った村々が多かつた為に、河川の普請が農民達を苦しめたという。明暦三年(一六五七)には安養寺(現近江八幡市)の境の井上堤の築造に鏡・岩井・西川・須恵・山面などから村高一〇〇石につき約六人の人夫が徴発された(鏡共有文書による)。岡屋については、寛文一〇年(一六七〇)に氏神社が、享保二〇年(一七三五)に光寿寺が祖父川西岸より移転し(巻末第六号文書)たところからすれば、岡屋の治水工事は江戸初期までにはほぼ完了していたものと思われる。

また、幕末には各村で村治困難の為、万事儉約が申し合わされ、借財がかさんで庄屋が自分の田地屋敷を売り払ったり、責任をとって退役したりした。そこで年代が下るに従って田地を失って零細化し没落する農家が多くなつた(林共有文書)という。⁽²⁴⁾

岡屋に於ても享保一七年(一七三三)家数二二一、人口一〇八二人(第六号文書)であつたが、明治二年では家数九三、人口三九八(次項「近代」参照)と激減していることからすれば、岡屋も他村同様の運命を辿つたものと思われる。しかし、幕末期はともかくとしても、寛永五年(一六二八)に善正寺、元禄三年(一六九〇)に吉祥寺が建立され、宝暦元年(一七五一)に善正寺が再建されている(第六号文書)ところからして、江戸時代全期に亘り困窮していたとは考えられない。

猶、岡屋の助郷に関した文書は見なかつたが、次項「近代」の条の「岡屋共有文書」によれば、江戸時代これが行なわれていたと思われる。第四章の調査報告に記した如く、「虫送り」が小口・薬師・七里と連繫して行なわれるのは、助郷等の村同士の間で連帯協力が存在したことを思わせる。

E 近代

幕末の農民の苦しさは維新後も変らなかつたようである。同『沿革史』によれば、岡屋に於ては明治二年各人の持山から刈つた稗を春に

は田地に入れ夏には一反あたり平均一〇貫目のニシンを投入して稲作に力を注いだ。そして、農閑期には男は宿加助郷、女は糸引木綿織に従っていた(岡屋共有文書)という。

この「岡屋共有文書」に当るものは私の調査時には見なかったし、氏子総代達もその存在については知らないようであった。

本年二月岡屋を更にもう一度尋ねて氏子総代の許の文書と、大字鏡在住で、勝手神社の神官を勤める林健一氏の許に伝わる文書とを通覧したが、やはり見なかった。

同『史』によると明治二年の岡屋は家数九三、人口三九八、牛数三五とあり(右の「岡屋共有文書」によるものであろうか)、相当疲弊していた様子である。しかし、右の如き村民の努力が功を奏してか、明治一年の統計(滋賀県物産誌による)では、戸数二〇二(農一八七軒、工八軒、商七軒)、人口八〇八人、牛六五頭、荷車二六輛にもなり(田地一七五町九反一〇歩、畑地四町七反七畝二七歩、宅地一町二畝九歩、山地四二町四反九畝八歩、雑地四町四反六畝四歩、除税地二町六反五畝一〇歩)、現在を上まわる人口と戸数を誇るようになった。

村の生業は農業が主であるけれども、今日同様専業農家は少なかったと見え、同『物産誌』によれば「農一八七軒 傍ハラ貨物ヲ運搬スルモノアリ又日雇稼キヲ事トナスモノアリ」とある。工八軒の内訳は「桶工三戸 左官一戸 大工一戸 鍛冶職三戸ナリ」、商七軒の内訳は「酒造商 絞油商 造醬油商 荒物商 飲食店ヲ開クモノ等ナリ」とあって、今日の岡屋村の商店よりも種類に富んでいた。

農業は稲作が中心で、『物産誌』によれば「播ス処ノモノハ米穀ニシテ晩稻其六分ニ居ル」の如く、現在の農法と異なり晩稻(収穫量が多い為。岡屋は湿田なので二毛作が出来ず、その為少しでも多く収穫する目的で晩稻を多くした。……神田氏による)がやゝ上まわっている。粳の播種面積は一五五町五反一畝、産額二六四三石六斗七升で、『物産誌』は近世に比較して一三四石の増量としている。この内一三九三石三斗を消費し、残る一二九三石は八幡町(現近江八幡市内)に売却している。肥

料は鯀・白子を用いており、前記明治二年の記録(「岡屋共有文書」)に見られる如き努力の結果、増産に成功したものであろう。

畑作については、「播ス処ノモノハ麦及ヒ甘薯蘿蔔等ヲ多ニトス」とあり、これらは専ら自家消費にあてたのである。大麦の播種面積一三町五反八畝、産額一二二石二斗二升(近世に比して三六石減)、自家消費一六三石五斗に対し四一石二斗八升の不足(前記の如く、湿田の為麦作が二毛作としてできない為である)で、不足分は水口村から購入している。大豆も産額二〇石五斗六升、不足分二七石九斗四升を八日市から購入している。

こうして明治前期に於ては一応安定した生活を得たかの如くであるが、やがて疲弊する。即ち、神田・和田氏の伝える所では、「村は一時二〇〇戸以上にもなつて栄えた(前述『物産誌』の明治一年統計と附合する……服部)けれども、明治末年から大正にかけては村全体が衰微し、『乞食暮し同然』の時代もあつたと言われている。県内の五個庄や日野の大金持から田地を抵当に借金し、返済できないままにその小作人となつて働いた。」という。

和田氏は、氏の祖母から「卯月八日に団子を供え、水無月皆食て、盆にはぼっくりほ」という唱え文句を聞いたという。氏の解釈では、「卯月八日」は苗代に播種する頃、「水無月」は穂孕みの時期で、要は「旧六月頃までに食糧金銭を遣い果し、盆の頃には金も食べ物もない。」の意で、百姓の貧乏暮しを自嘲したものという。

この衰退の原因は凶作ではないかと質問したが、神田・和田両氏はこれを強く否定された。即ち、両氏が子供の頃(大正時代)に親から、岡屋には「洪まず早けずの岡屋の里よ、嫁に行きたい西の側」という自慢の唱え文句があつたと聞いたという。即ち、竜王町の平野部の内、西側の洪水や早のない鏡山丘陵沿いの村(西の側)の岡屋はとも喜し良い所で、次年の収穫の見込みが十分だった豊かな村であつた。これに対し、東部の日野川の洪水で浸水しやすい弓削の村などでは、次年の収穫の見込みがつかない為、翌年の分の米を蓄えるべく儉

約しなければならなかった。岡屋の零落の原因は、豊かさに倣り、遊興や賭博にふけた為と両氏は述べられた。

それが、第二次大戦後の農地改革により土地が戻ったお蔭で再び今日のように豊かになった。周辺の村に売却した土地は不在地主ではない為戻らなかったけれども、最近になって時価で少しずつ買い戻すようにもなった。

注(1) 滋賀県市町村沿革史へんさん委員会『滋賀県市町村沿革史』第四卷三一―三二二ページ参照、一九六四年、大津。

(2) 中川泉三『近江蒲生郡志』第八卷二二二―二二二ページ、滋賀県蒲生郡役所、一七二二年。

(3) (a) 注(1)書、三五六ページ。

(3) (b) この絵図(縦一七〇センチ、横一四〇センチ)の岡屋領の箇所には領主名が記されていないが、別の小絵図(縦七三センチ、横五五センチ)配色、体裁、筆跡が前者と全く同一に「尾州御領」「有馬左京知行所」とある。有馬左京が遺跡を継いだのが安永八年(『寛政重修諸家譜』)であるから、この絵図の作製は安永八年(一七七九)以後と判る。

(4) 中川氏注(2)書第一巻六〇ページ。

(5) 同書六〇ページ。

(6) 同書第二八章「平安末期から鎌倉時代に見ゆる氏族」から紀氏を抽出(二二八―二二二ページ)すると、次の如くである。
長命寺文書

承保元年三月 紀氏

寛喜三年十二月 紀 守安

弘安四年七月 紀 則祐

文保元年十二月 紀 重友 同 為重 同 友重

大島奥津島神社文書

弘長二年十月 紀 重友 紀 延重 紀 国貞

(7) 同書五六九ページ。

(8) 『仁和寺諸堂記』に「勝功德院 高陽院、奉為姫宮被建立之」(奈良国立文化財研究所編、『仁和寺史料寺誌編(一)』一四〇ページ、吉川弘文館、一九六四年、東京)とあり、また『仁和寺諸院家記』(恵山書写本)下

に、

勝功德院

寛頭律師

少将、陸奥守源信雅息、仁岐律師附法、
養和元年二月九日、入滅、

房弁法師

良耀僧正

とある(同書三〇七ページ)。

(9) 中川氏注(2)書四二二―二二二ページ。私も確認した。

(10) (a) 中川氏注(2)書第二巻二四五―二四五ページ。

(10) (b) 『仁和寺諸堂記』に「北院御記云、仁和寺円堂、為彼門勅願、昌泰二年被遂供養、以三内城寺、為供(佛)御道師、(後略、傍点、服部)」とある(注(8)書一三七―一三七ページ)。但し、この程度では仁和寺の一塔中の権利の為に三井寺が僧兵を派遣するとも思われぬ。やはり、三井寺の所領が岡屋に出来ていたものか。

(10) (c) 萩原龍夫氏は「村人」に関して詳しい考察をしておられる(『中世祭祀組織の研究』増補版二七八―三〇九ページ、吉川弘文館、一九七五年、東京)が、「村」そのものが村座(宮座)を指すこと、「村人」が村座の座衆(実体としては有力農民)を意味するということは指摘しておられないようである。氏が紹介しておられる蒲生郡岩倉(現近江八幡市)諏訪神社応永九年造営棟札(三〇八ページ)の「中村」「東村」「氏村」「二行目冒頭損傷部には「西村」とあったか……(服部)も岡屋の場合と同じく、宮座名であり、第一行目の「御村人」は座衆を指しているものと思ふ。

(11) 現在この慣習はなくなった。昭和四八年に湧頭・水入れの役職を廃止、代りに水利委員を置き、同時にその間の上下関係も廃止した。

(12) 注(1)書三一四ページ。

(13) 中川氏注(2)書第一巻五六七、八ページ。

(14) 同書五七三―五七三ページ。

(15) 同書五七三―五七三ページ。

(16) 中川氏注(2)書第一〇巻一二二―一二二ページ。「鏡山村薬師勝手神社棟札」による。

(17) 和田源次氏によれば、仁保川は現在の日野川、大堀川は祖父川と岳川との合流点附近(写真(一))。

(18) 『寛政重修諸家譜』第三輯四四九ページ、国民図書株式会社、一九二三年東京。

(19) 同書四四九ページ。

(20) 中川氏注(2)書第四卷三八六～七ページ。旧東京帝国大学史料編纂掛所蔵「有馬出雲守豊長拜領同左京則明書上。台徳院殿御朱印」。中川氏はこの台徳院は大猷院の誤りとされる。寛永二年は家光(太猷院)治下であるから賛成である。

(21) 岡屋を領した有馬氏は、注(19)書によれば豊長―則故―則致―則武―則雄―則明と続いている。

(22) 中川氏注(2)書第四卷四五〇ページ。

(23) 明治中期以降は確実に通婚している。神田氏によれば、昭和五二年現在八三歳で、岡屋で二番目の長老は山中からの婿養子である。

(24) 注(1)書三一六、七ページ。

(25) 同書三一八ページ。

二一四 岡屋村の行政組織

区長一名、区長代理一名、会計一名が中心となる。他に区長の配下に主事一名(主事の配下に調査員三名)、水利委員四名(本年の調査の際、その内の一名は主事が兼務していた。これは今年度たまたま主事をしていた者に水利委員の役が当たっただけのことであり、制度的なものではない)、土木委員一名がある。

区長、区長代長、会計、主事は毎年三月、村の総選挙により選出。任期一年で、四月に交代する。その他の役員は区長が委任する。これらの行政レベルの役員を「地下」と称する。村は地縁によって一五の「班」に分れ、各班一名計一五名の班長がある。以上の役員は総て男子である。

主事は戦時中(昭和二〇年頃という)出来た役職で他村にもある。当時区長が軍事に多忙であった為、主に食料不足に当る役職として設けた。現在で

は農業に関する調査対策が任務で、土木には関与しない。

班は第二次大戦中に出来た「隣り組」が今日まで続いているもの。一班は一〇から一五戸。各班は一年に一度は慰安旅行をし、家族のように親密という。班長は選挙ではなく、平等に順番に回り持ちにする。毎年正月に交代する。班長は昭和二〇年の敗戦以前は有識者から選ばれた(巻末追記(1)参照)。

水利委員は昭和四八年以前には湧頭(二名)と水入れ(三名)とに分れており、会計も区(村)会計とは別途に立てられていた。両者共村の田の用水の通水を掌る役職で、湧頭は水入れの上に立ち指導し、水入れは万事その指示に従って実地に通水等の活動をした。

敗戦後は民主主義の風潮により上下の差別を嫌うようになり、水入れをする者がなくなった。「水入れ」は村民にとって専称という語感があり、この語を使用されるのを嫌う。そこで、昭和四八年から制度を改め、湧頭・水入れの呼称と職分を廃止し、「水利委員」と改称、会計も別途(「湧頭会計」と称した。湧頭が年間立替払いしておき期末に「水利費」として区費から支払いを受けた)であったものを区会計と一本化した(岡屋では現在会計は総て区会計で行なっている。「財布がいくつもあるのは乱れるもだから」である)。水利委員は、耕作反別の多い者から順番に四名(会計が区会計と一本化したから湧頭・水入れ五名の内の一名分が減った)選出、全員が平等に田の用水の総てを責任もって行なうことになった。その為、現在では上位クラス(前記の如く村の有力者。田の保有面積が必ずしも多しとは限らない)の百姓が水入れをやらねばならぬようになった、と嘆く。

二一五 岡屋村の宗教組織―氏神社を中心として

氏子総代 男子三名。毎年三月、村の総選挙により選出する。任期三年、四月交代。再選を認める。後述の「社守」が、神社の祭祀を直接司るのに対し、氏子総代は祭祀の準備、祭祀以外の氏神社の管理等

に当たる。現在の様子を見ると、この村に於ては社守よりも上位に立つ印象を受ける。後述の如く、石占の「みくじ」による社守の卜定に決着がつかない場合は、氏子総代が相談してこれを決めるといふ所にもそれは伺える。本年十月、氏神社境内に新たに建築した社務所の落成式に際し、村を代表して挨拶したのは、氏子総代の一人である神田氏であった。

氏子総代は昭和四〇年頃までは名誉職の性格を持ち、その役職は「神社の祭り一杯飲む」程度のもので村民に受けとられていた。その為、氏神への参拝も怠りがちで、神社に関する仕事にも骨を折る者が少なかつた。これを反省して前田清治氏が社守となつた昭和四六年から、氏子総代は社守を経験したことのある者でなくてはいけないという気運が自然に起り、昭和四九年度から社守経験者を選ぶようになった。社守を経験すると、概ね敬神の念が篤くなり、自然神社の仕事に熱心になるからである。

氏子総代となる者の年令に限定は以前からなかつたが、右の如く、氏子総代を昭和四九年度から社守経験者の中から、そして、後述の如く社守を昭和四九年より六四才から六五才の間の者を選ぶようになった為、以後は自ら六四・五才以上の者から出るようになった。

專業神官 一名。「宮司」と称する。現在は竜王町大字鏡在住で、岡屋他近隣の鏡・横溝・西横関・山面・薬師の六字の氏神社を一人で兼務する林 健一氏である。「宮司」は氏神勝手神社の年三回の「大祭」(祈年祭)二月二十五日、春季大祭(四月二十五日)、新嘗祭(八月二十五日、旧称霜月祭り)のみを管掌、その祭祀を主導する。この村では、宮司は実際には祭祀にいわば形式的に参加するだけで、日常的には氏子総代・社守を中心として万事が運ばれている。普段でも、宮司が遠方に住む(岡屋と鏡は約六キロ離れている)為か比較的疎遠なようである。

古くは勝手神社専任の「社掌」(現在の「宮司」に当る。第一号文書の奥にこの名称が見られる)として、神社の隣に住んでいた久野家が代々勤めていたが、第二次大戦中絶家となり、その時現在の林宮司の父君がこれを引き継いだ。

社守 男子一名。任期一年。昨年までは二月二十五日、氏神勝手神社の祈年祭の折に宮司の石占の「みくじ」によつて次年度の社守を決定した。岡屋生れの人に限定はしていないが、夫婦揃っていることが条件である。前述の如く昭和四九年度に数え年六四才から六五才の者の中から選ぶことに決めた。年令に若干の幅を持たせるのは候補者がなくなることを避ける為である。

社守は大祭以外の中祭(節句祭)五月五日、恩田祭(六月一日)や小祭(厄除祈願祭)二月一日、除糞祭(七月一六日)、甘酒祭(一〇月一日)九月、毎月一日・一六日の月例祭及び月例祈願祭・感謝祭、日常的な占(縁談、名附けなど)を司り、一年中毎日朝夕体を清め(家内の一番風呂による)礼拝を欠かさない。

三六五日一日も欠かさず毎朝塩・洗米・水・燈明を捧げ、祝詞を奏し、「別日参」の人々の全員の姓名を称える。現在所要時間一時間程である。「別日参」とは、元旦社前に用意した名帳に姓名を記して一年間の祈禱を社守に依頼することである。神田氏が社守を勤めた昭和四五年度は二〇〇名程、今年度は四〇〇名を超えているという。大多数村内の人々であり、村外に嫁いだ娘や、住み込みで働きに出ている子供の名も入っている。朝の礼拝が済むとお供えは下げる。夕方は参拜のみで、お供えや「別日参」の人々の名を称えることはない。

社守の期間中本人は家の内外を問わず牛肉を食べないし、家族も家内では口にしない。また、下肥、牛馬糞、下水など穢らわしい物を手にしてはならない。新旧社守の交代は毎年二月二十五日。氏神社に上るお供えの米・酒・金などは総て社守の収入となる。氏子総代達と話し合ったところでは、村の氏神は村民の代表者たる社守が守るべきもの、という感情が支配的であった。

昭和四八年以前には、社守の候補者の年令制限もなく、希望者の中から宮司による「みくじ」で決めた。希望者がたとえ一人しかなくても一応「神様にお尋ねして、そのお指示で決め」た。けれども社守に課せられる条件が右の如く厳しい(一泊旅行もできな

い)為、最近では希望者がなくなった。そこで、前記の如く一定の年令の者の中から選ぶ強制化の方法をとるようになった。但し、体の弱い者は免除される。

次期社守の決定は一〇年程前まで一二月五日の新嘗祭の折に行っていたが、一二月二五日の社交代日まで日数が僅かで不便な為、二月二五日祈年祭の日とした。しかし、今度は交代日まで一〇ヶ月あるので、途中次期社守が病気になるたりする不都合も起った。そこで、今年六月一日の恩田祭の折に行なった。

この「みくじ」はいわゆる石占の方法をとる。狂言「石神」に見るような中世(場合によっては上代。『万葉集』にも具体的な内容は不明だが「石占」の語が見える)に溯る習俗が今日も生きているのが興味深い。即ち、勝手神社の神殿の縁に縦二〇センチ、横三〇センチ、高さ四センチ程の低い木製の台の上に、黄・赤・青の各々縦二五センチ、横三〇センチ、厚さ三センチの蒲団一枚を重ね、その上に下方が平らで上方が円く盛り上がった縦二〇センチ、横三〇センチ、高さ二〇センチの楕円形に近い花崗岩の自然石(これを「みくじ石」と称す)を据えてある。日常はこの上に長方体の箱をかぶせてある。

この石は少くとも明治時代には確実にあった。これを当社の祈年祭の折(二月二五日。今年は前記の如く六月一日の恩田祭)、神前の現在据えてある場所で、宮司が藁草で編んだ円座(これも神前の縁に常時置いてある。長い間使用しているのでかなり傷んでいる)上に坐り、正坐したままでこの石を持ち上げ、その石の上から上らないかで神意を判定した。一〇センチ程上があれば、神が受け入れたものとする。五人の候補者があつた場合、一人に対し一度ずつ上げる。一度で決まらない時は、更に一人に一回ずつ試み一巡する。大体二巡、三巡はするという。どうしても上らない場合は、三名の氏子総代の相談によって次期社守を決める。その他の件の「みくじ」は上るまで行なう。

日常の縁談、名付け、失ない物などについては、現在でも申し出があればこの方法によって判定する。宮司は社守選出の占い以外にこの石占を行なうことはない。氏子総代の話では神社庁より禁じられている為という。氏子総

代の話を総合すると、持ち上げ方は、前述の如く石の前の円座上に正座し、神に無念無想、汗が出る程一生懸命に祈り、雑念をとり払った後正座のまま両手で上げる。上がる時は大体一〇センチ位、上がらない時は絶対に上がらないもので「布団に食いついて」いるそうである。

あらかじめ適当に判断した上で、恣意的に上げたり、上げなかったりするようなことは社守という責任ある立場に立つと、良心がとがめて出来るものではないという。汗が出る程懸命に拝んで上げると、不思議に重く感ずる時と軽く感ずる時とがある。特に、縁談で本人と親の意見が合わない為に「お伺い」に来ていた時などは、兩人共神にすがりかかっているのだから、「みくじをとる」方も大変辛い立場で、そういう時はものすごく真剣になり、一心に祈り私心を取り払った上でこれを行なう。

また、最も困惑するのが失ない物の判定で、一体にそれがどこにあるかなどというお伺いが一番困る。こうした事情であるから、「みくじ」を終えた後は「精が取られてしまった」ように疲れるという。

以上のような趣旨を総代達は「これは社守を経験した者でなければ判らない気持です」と感慨を込めつつ交も熱心に語った。社守となった総代の者がこのような敬虔な気持で行なうものかどうかどう問題があるかも知れないが、私の接した総代達の真面目な人格や話し振りからして、事実を伝えていると思う。

この「みくじ石」によって宮司が年に一度次期社守を決定するのは、明治に専業の神職制度が定められて以後のものである。明治以前に於ては当年度の社守が現在行なっているような石占によって判定したのである。石占による慣習が非常に根強かった為、明治以降は社守に代って宮司が行なうという形式となったものと見られる。石占により社守を決める方法は中世(場合によってはそれ以前?)に溯る可能性があろう。

宮座 この村では「村座」と称する。現在の村座は後述の如く大きく変化している。第一号文書によれば、既述の如く天平年間(七二九~七四九。この時代については述べたように問題があるかもしれない)東村と西村の二座(東村は神氏、西村は紀氏が座員)であったが、正和年間(一三二一~一三二七)に分れ、新村・今村・法所⁽³⁾の三座が加わって五座と

なった。文化八年(一八一)にもこの五座は存在していた(第一号文書)。

その他、第二号文書には「松村」という座が見える。第一号文書はこの座名がないが、松村について第二号文書に「別而下々之内より仕り候」(二ウ)とあるところからすれば、村の下級階級の座と考えられる。現在この座は存在しない。

この他、第一号文書「横板の表」応永十六年の条に、東村・西村・新村・今村・法所の他に「大村」の名が見える。これは第二号文書に「東村西村新村今村之内(法所が入らないのは僧だけの座故か)名氏持長頭ノ事老人宛有て此ノ一村ニ集リ大村ト号ス」(二ウ)とあるものに対応する。即ち、苗氏ある者が集まって大村なる一座をなし、他の村座の上に立つ(座頭としてか)ものと解し得る。

この大村の前身と見なすべき座があったようである。即ち、同じく第二号文書に「東村西村両村あれ共殿村と申て名字ある村は別格ニ長頭に成り仍而皆此ニ従ス」(二オ)とある殿村がそれであると思われる。殿といふ大といふ共通する点がある。「東村西村両村あれ共」とあるところからすれば、村座が五座となった正和年間以前から存在したものであろうか。

松村については、第一号文書の応永一六年の五座の中に見えないので、それ以降の時期に生まれた座か。少なくとも、第二号文書の書写された寛保四年(一七四四)には存在したものである。

これら村座の中で興味深いのは、五座の上に「大村」という別格の苗字層の村座がある外、更に五座の中でも階層があると思われる点である。即ち、第一号文書「祭礼御敷供」の条の、神饌膳数が東村西村は同数であるのに対し、後から出来た新村・今村はこれより少ない。これは座の新旧の歴史に基づく階層化とも解しうる。

右の五座(ないし六座)松村を入れる√又は七座(松村・大村を入れる√)は昭和以前に消滅し、各座の区分は現在では全く不明である。それを昭和四年勝手神社本殿の解体修理を機に復活した(これは氏子総代の記憶違いと思われる。注⑧参照)。この復活は地縁によるもので、昔の村座の組織を引き継ぐものではない。即ち、村の一五の班の班長が毎年五

人ずつ回り持ちで勤めるもので、この五人を現在では「村座」と称している。それも、毎年の春季大祭(四月二五日)と節句祭(五月五日)に社守の家から勝手神社へ祭の執行者と主たる参加者が渡御する際、五人が各々白の浄衣姿で幣を持って行列に参加するだけの役割であった。現在は特別の待遇も権利もなく、他の班長と同じ資格である。

この両祭の折に、村より三升から五升の大きな鏡餅を一重ね神前に供える。その内上に載せた方の一枚は、他の神饌の総てと共に宮司の取り分となる。残る一枚を一五切れに切り、各班の班長一五人がお下りとして頂く。班長はこれを持ち帰り、更に班の各戸に一切れずつ細分(一〇〜一五戸分)して配る。この習俗は第一号文書の解説の条にも述べるが、「祭礼御敷供」の条の膳の「上げ」「下げ」の解釈に有効である。

社守会 社守を終えた者の組織。定員はない。昭和五二年七月現在一二人。会合の時は現職の社守も加わる。滋賀県甲賀郡水口町大字牛飼の「司会」、竜王町大字小口の「おとな」(アクセントは傍線部にある。小口の場合子供に対する成人をいう「大人」のアクセントはおとな)に当るものである。

この組織は三名の氏子総代達の記憶では、昔からこの村にはなかった。これを、神田氏が社守を勤めた昭和四五年に組織した。他の村にあってこの村にないのは残念であるし、これ程立派な氏神(神殿は重要文化財)にこうした会がないのは淋しい、という理由に加え、当時村民達の氏神に対する関心が低かったところから、「お宮さんを盛り立てる」目的もあった。

神社を維持・発展させる目的で、社守を経験して氏神に対する関心や信仰心の高まった人々を結集させるのは有効だと思う。これは現代に発生した事例であるが、過去に於てこの種の組織の発生した主たる原因をも推定させるものと思う。

ちなみに、宮座の発生にしても、似たような原因をその一つとして想定できる。即ち、一村の氏神を複数の組織により交代で運営するのは、村民の運

營に係わる諸々の負担を軽減する機能も持つが、それと共に氏神社の祭祀組織を細分化することで、村民各自の神社に関与する度合を強め、その結果神社に対する信仰心や責任感を高め、究極的には村民全体を氏社を中心として団結させる働きを持たせようとした為ではなからうか。

注(1) 本年(昭和五二年)四月、氏神社境内に社務所の建築を開始した(以前から当社には社務所がなく、代りに公民館を利用していた)。これを機に宮司の方から、社守を務める者がなければ社務所に隠居して神社の世話をしてもよい、との申し出があったけれども、総代達はこれを辞退したという。「村の神社は昔からの仕来り通り社守が守ってゆくつもりである。」という決意した口調には、そうした感情がよく現われていた。産土の司祭者が本来社守に当る存在であった中世(あるいはそれ以前)以来の伝統が今日でも生きているという感を抱いた。こうした団結は、後述の氏神勝手神社に対する信仰の最近に於ける隆盛とも係わっているものと考えられる。

(2) 狂言「石神」では妻に去られまいとした酒飲みの夫が石神の石に化け、妻がその石を上げようとする、夫は適当に上がった上からなかったりしているうちに発覚してしまうという話であるが、これなどは中世に於ても既に石占を故意に利用して自分の目的を遂げようとする風が一方にあったことを暗示している。

(3) 肥後和男氏『近江に於ける宮座の研究』(東京文理大、一九三八年、東京)六六ページ、法所を法村とするのは誤り。

(4) 肥後氏同書(六六ページ)に岡屋の宮座を右の五座にこの松村を加え六座としているけれども、私の調査の際には変形しているが五座のみであり、総代達は松村という座の名すら知らなかった。

(5) 但し、断定はさし控えたい。即ち、膳数の多少は各座の人数比によるということも考えられるからである。法所(二膳)は僧だけの座、大村(一膳)は苗氏持ちの家の座の為に座員が少なく、献饌の膳数も少ないという可能性も考慮しなければならぬ。

(6) この両祭の渡御の参加者を行列の順序に従って記す。(一)「御幣さし」(一名。御幣を持ち行列の先頭に立つ。氏子で社守の近親者から、幼稚園児と小学生位の子供を選ぶ)、(二)宮司、(三)社守、(四)巫女(一名)、(五)

女の稚子(三名。男の稚子と同じように選ぶ。「菅の輪」八種薬で作った直径一五センチ程の輪 \vee を手に持つ)、(六)村座(五名。御幣を持つ)、(七)区長、(八)区長代理、(九)会計、(十)班長(一〇名)。彼らは社守宅で祝宴を上げてから、一杯気嫌で「よーさ、よーさ」の掛声と共に渡る。神社では社守会の人々が行列を迎える。

*但し、注(8)の文書「昭和五年十一月改訂 年中行事録 勝手神社社務所」には「茅ノ輪^{チノ}ハ菅ノ葉ヲ以テ作ル大直径六寸 中五寸 小四寸トス」とあって、今日と異なっている。

「菅の輪」はかつて少女が頭上に御供を戴いて渡御した名残りであろう。明治一三年の第五号文書五ウに見られる「御供戴」に当る。滋賀県大津市山中町樹下神社の五月例祭(昭和四八年から五月一四日に近い日曜に行なわれている。……菅沼氏の御教示)には、現在もその古い姿が伝わっている。これに対し、昭和四八年五月二日に観察した近江八幡市馬淵の馬見岡八幡の春祭りに於ては、御供がなくなり菅の輪を暗着姿の幼女が頭に載せるという形になっていた。岡屋の例も極めて形の崩れた姿である。

(7) 牛飼の司会も昭和四九年の調査時以前から定員はない。小口の「おとな」は、昭和五一年までは定員一〇名であったが、五二年度にこれを撤廃した(撤廃の決定を見るまでに衆議紛々、区八村 \vee 総会を二度も開き、やっとのことで決まった)。理由は、社守を経験したにもかゝらず定員が満員で「おとな」の名譽を受けないうちに死亡しかねない者(村の有力者のようである)があった為である。

かように、社守を経験した長老達が定員を設けた組織をつくることで、その権威を一層強めようとする風は現在衰退する傾向にあるようである。牛飼の司会の権威化も既に極度に衰退し、昭和三二年から親睦会としての性格に改め、その行事内容も緩和された。即ち、宮守(社守に同じ)を勤め上げた者が「司^シ」の一員に新たに加わる行事(これも同様に「司」と称す)が昭和三一年以前は二月一九日(昭和三二年から一月一九日)に変更。農業技術の改良により稲の収穫が一ヶ月早くなった為農閑期が一ヶ月早まったこと、一二月では寒くて老人の体に悪いし、夜更けに出迎える家族も大変だという理由からである)に行われ、その

年新宮守を勤めた者の主催と負担によって、旧宮守達（即ち、司^{つかさど}。かつては、宮守に当る役を司と呼んだのではないか。南島では女性の神役を同様に「つかさ」と呼ぶ例がある）を招待し、ご馳走する。

その際に、かつては厳格な作法を伴った。即ち、開会の案内はいわゆる「七度半の使い」と称するもので、七度半も足を運ぶ必要があった（「七度半」とは八回目の途中で出合う仕来りであったからである）。また、新宮守の親戚から手伝いに出ている「酌人^{しやくじん}」の青年達は司達の盃に酒を注ぐ際にも、一人一人に対し長々と話を語った挙句でないと注げなかった。食事に於ける作法も少しでも違ふと新宮守は叱責される。普段から含むところのある者は、これにかこつけていつまでも語わされたり、苛めたりもした。

この行事では、司の中の最長老が正客となり（以下、年令順に高い座を占める）、その指示の下に行なわれ、排他的でかつては專業神官も招待されなかった。

こうした排他的（権威化を目的とする）「長老制[＊]」も主に第二次大戦後の民主主義による意識変化や、万事楽な方に向かおうとする自然の人情によって、牛飼では前述の如く昭和三年正月より社守を終えた老人達の正式の親睦組織として決定し、その規約を作ると共に、右に述べたそれまでの厳格な仕来りを緩めた（「七度半の使い」も適当な頃合いをみて出かける。謡もテープレコーダーを代用して、この行事に備えての謡の練習を省略する。行事の時間を短縮して、深夜家族が迎えに出る労を省く。従来專業神官を新宮守が翌日招待してご馳走していたのを、「二度手間を省く」ということで当日の会に招く八但し、席次は最長老が正客で、神官は二番目となる（など））。

小口の「おとな」定員撤廃も、「おとな」の名譽を生ききているうちに得たいという欲求に基づくであろうが、それを許すということは、長老達の權威の衰退を物語る。これも、万事平等を求める現代（とのみ言い得るか疑問。日本人の民族性と保わる問題であろう）の社会的風潮が背景にあらう。＊高橋統一氏の言葉を拝借した。

(8) これは現在の氏子総代の記憶による。三度目の調査の際、大字鏡在任の林 健一宮司の許に伝わる次の文書を初めて閲覽した。即ち、表紙に

「昭和五年十二月改訂 年中行事録 勝手神社社務所」とあり、執筆者は記していないがかつて勝手神社の社掌（二代目）であった久野 悟氏の筆跡である。この文書の「四月二十五日」の条に「一、村座は正和年間ニ起リ今ヨリ約五十年前ニ中絶セシヲ昭和御大典記念トシテ之ヲ復興シタルモノニシテ前表備考ニ依ル抽籤ノ中座頭ハ當分ノ内社守之ヲ務メ他ノ五座ハ五年ニシテ一巡トナル」とあり、復活は「前表」の備考欄に昭和三年とある。この座が復活当時現在の如く地縁であったかどうかはこの文書には記してない。また、「村座」は現在の如く五座ではなく「大村」の加わった六座である。右引用文中の「前表」を左に紹介しておく。

順位	初年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	全六年	全七年	全八年	全九年	備考
座頭一	東村	西	新	今	法	大	法	大	此儀式ハ昭和三年ヨリ復古シタルモノニシテ村座動番ハ伍長ノ抽籤ニ依リ定ム但シ前年勤務セシモノハ順次之ヲ省キテ抽籤ス
二	西村	新	今	法	大	法	大		
三	新村	今	法	大	今	今	今		
四	今村	法	大	新	新	新	新		
五	法所	大	西	西	西	西	西		
六	大村	東	東	東	東	東	東		
(ル 辰 = 年初)									

三 氏神勝手神社の歴史と最近に於ける隆昌

岡屋の氏神（旧村社）であり、村の人家の中心部よりもやや南に位置し、現在約三反五畝の境内を持つ。さして鬱蒼とした社叢という程でもない。

祭神は本殿内に主神として受靈命（ウケカズラノミコトと称んでいる）を祀り、向かって右脇座に若宮神社、左に八王子神社を祀る。そして、境内社として本殿に向かって右脇に伊勢大神宮と八坂神社、左脇に八幡神社と道祖神社を祀る。

これらの祭神は巻末第四号文書の中に見られるので、明治初年（第

四号文書の成立は明治初年頃と考えられる。解説参照)以前から祀られていると思われる。特に八王子社は第一号文書によれば、応永年間に勧請されたものである。若宮社は同一号文書の「西社春日宮若宮」に当り、同文書によれば八王子社勧請以前より祀られていた。

主神愛靈命については、『神道大辞典』⁽¹⁾では「ウケノ、リノミコト」と称んでいる。神名神系について同辞典は「共に不詳」とし、岡屋の村にも伝承は全くない。けれども、同辞典が「但し、『麗氣記』所載三十二神の中に愛靈尾命の名が見える」とするのは重要な指摘である。即ち、巻末第四号文書によれば、勝手神社祭神を愛靈命とするし、氏子総代相伝の文書の中にある林 寛一氏(勝手神社専業神官林健一氏の父君である)が昭和一九年に作製した文書には実際「祭神 愛靈尾命」と明記しているからである。愛靈命はこの愛靈尾命から愛靈命↓愛靈命と(誤記により?)生まれた神名ではないか。

愛靈尾命という神名は上代文献には見えず、また、古代的神格とも思われない。『麗氣記』⁽³⁾という書物の性格上神仏習合時代の神道家(あるいは吉野修験の徒か)により造作された神であろう。

当社の現本殿は、応永七年(一四〇〇)八月二日に上棟したことが確実に判る檜皮葺三間社流造の古式流造が一層優美に発達した作(写真②)で、大正四年三月二六日特別保護建造物に指定された(現重要文化財建造物)。既述の如く、この建物の建築の事情について第一号文書を検討した結果(三一三「中世」の項、及び巻末解説参照)次のことが判明した。即ち、明徳三年(一三九二)岡屋郷の本所(奈良春日神社と思われる)と延暦寺(か日吉神社)との「所務相論」によって破壊され、翌明徳四年(一三九三)柱立の式を行ない、七年後の応永七年(一四〇〇)に完成した。

明治以前に於ては「岡屋大明神」と称したことが第一号文書によって明確である。勝手神社が正式名となったのは、通例の如く明治初期であろう。

年代は不明であるが、奈良県吉野山の勝手神社の祭神を勧請したも

のという。前記昭和一九年の文書(注②)には「祭神ハ大和國吉野山勝手神社ノ祭神中ノ一座タル愛靈尾命ニシテ貞觀元己卯年四月十六日二ノ寅ノ日勸請シ奉ルトコロト云フ(社記)」と年次を明記しているが、現在その「社記」に当るものは見ないし、真偽の程は不明である。時期としては中世ではなからうか。少くとも巻末第二号文書に「岡屋郷勝手大明神」とあるところからすると、この文書が書写されたのが寛保四年(一七四四)であるから、勧請はそれ以前のことである⁽⁵⁾。勧請の地は現在の氏神社境内の地ではなく、そこから北西に約八〇〇メートル離れた祖父川対岸の地(小字岩井の俗称「明神ヶ谷」)だったという。先述(二二二)の如く、現在地に氏神社を移転したのは寛文一〇年(一六七二)であるから、これは事実であろう。

吉野の勝手神社との関係については、昭和五〇年に和田源次氏(昭和五〇年度の社守)が氏子総代の許に伝わる古文書を虫干しした際に、吉野勝手神社について記した文書(巻末所収第四号文書)を発見した為、当社との関係が裏づけられたと言われ、これについては当時地方新聞も報道した。

しかし、この文書は一見すれば判るように、前半は吉野勝手神社の祭神とその伝承を記したものに過ぎず、紙質・墨附から幕末以前には溯らない(明治初年の神仏分離の頃かそれ以降、岡屋の勝手神社の由来を記す資料として作製したものではないかと考えられる)ように、吉野からの勧請を直接裏づける証拠とはならない。

この文書を見た和田氏等は吉野勝手神社を参拝し吉水神社の神官を訪ねた所、「吉野勝手神社の神体はいつの時代になくなった。(時代不明)その行先は近江の方と聞いており、現在はこちらにはない。」と語ったという。神体の行方が岡屋であったのか、同じ町内の薬師にも勝手神社があるので速断はできないが、何らかの契機で吉野勝手神社の神体・神宝が岡屋に伝えられた可能性が考えられる。

大石良材氏のご教示では室町時代から戦国時代にかけて大和・河内・摂津・丹波・近江一円の地域で神社(即ち、寺)の神体(本尊)の壳

買が盛んに行なわれ、また吉野の修験者が吉野の子守神社、兵主神社等の護法神の信仰を寺々(即ち、神社)に持ち回ったという。竜王町内では大字西川に吉水神社があり、蒲生町には大字下小房に子守勝手神社があるが、岡屋や薬師の勝手神社もそうした契機で吉野から勧請されたのであろうか。

特に考えねばならないのは、先述(二一三)中世の如く雨乞いとの関係である。薬師の勝手神社は竜王山(鏡山の別名)東麓にあり、中川氏『近江蒲生郡志』に、推古天皇の時代に勧請とある。同氏が「勝手は水分の意なり始め龍王山に祀られしといふ意味に解すべきなり」とされるのによれば、雨乞いを目的として勝手神社が竜王山麓に勧請されたものと考えられる。従って、岡屋の勝手神社も同じ目的で当地に勧請されたものではないか。即述の如く、北の鏡山と南の山中岳(岳山。地図D)の頂上には祈雨の神である竜王神社がある。そして、鏡山の竜王社は鏡と山面二村の祭りとして毎月七月一日日林氏自らが登頂して祀り、岳山の方は小口と山中の社守が同日に登頂して式を行なっている。竜王町から近江八幡市一带の地は(特に)中世以来深刻な水不足に悩まされ、水論が激しく行なわれた。その記録や、水論を背景とする祭りも現在に続いている。この地方の目立った山の頂上に竜王社が祀られ夏期に祭祀があるのは雨乞いの風習の残存であろう。岡屋と薬師の勝手神社や同町内大字西川の吉水神社も雨乞いが契機となつて祀られたのではないかと思う。

終りに、当社についての注目すべき民俗事象を紹介したい。即ち、最近に於ける当社に対する村人の信仰の盛り上がりである。第二次大戦後(敗戦後)神社信仰は衰え、現在でも日常的な氏神信仰については一般的には低調の傾向にあると言えそうである。けれども、本社に於ては昭和四七年頃から年毎に盛んになって来ているという。家によつては「何事も氏神さんにお尋ねする。」というところもある。前述(二一五)「社守」の項)の如く、昭和四五年二〇〇〇人程だった「別日参」の人数も、今年度は四〇〇人を超えている。

また、月次祭(毎月一日、一六日)に参詣した村民が供える米、酒、金銭の量は年々増加しており、酒だけでも昭和五二年現在月二斗以上もある。確かに一七〇余戸の村で氏神社への献酒が一日平均七合あるというのは、私の調査体験の中では初耳である。「虫送り」の開始前に村の老人や小中学生が各自一握り程の米を半紙に包んで供えていた(写真E)が、これも一般的な量としては多い方と感じた。

神田氏は「氏神さんを綺麗にしている村は仲が良い、と言われているけれども、それは本当だと思ふ⁽¹¹⁾。この村が氏神を中心にして平和であることが何より。」としみじみ語っておられたが、村落生活に果す氏神の機能の程を垣間見た思いで興味深かった。この氏神信仰隆盛の原因について、神田氏は米の増産により余裕が出来たことや交通事故・受験戦争の激化等、社会不安の増大によるものであろうと述べられた。しかし、この気運は自然発生的なものではないように思う。こうした条件は滋賀県下の他の村々に於ても同様だから、単に交通事故や受験戦争などの不安の増大だけが原因しているとは考えられない。そうした外的条件に加えて、より直接的な原因があると思う。

第一に考えられるのは、氏神の信仰を盛り上げる人々があったということである。特に、現在の三名の氏子総代の力に負うところが大きいように思う。この氏神信仰の興隆は昭和四七年頃からのことであるが、氏神社を盛り立てる為に社守会を結成したのは昭和四五年、神田氏が社守になった時のことで、氏が推進したことによる。また、氏子総代を社守経験者の中から選ぶ気運が生まれたのは、前田清治氏が社守となった昭和四六年の頃からで、更に、社守を六四・五才から選出するという方法を定めたのは昭和四九年である。吉野勝手神社への代参の開始が昭和五一年で、その契機を作ったのが昭和五〇年度の社守和田氏であった。

私が最初に訪問した際、三名の氏子総代が揃って応対して下さったが、そのようなことは三氏になって初めてのことという。三氏自身社守経験者の中から選ばれるようになった最初の氏子総代である。共に

敬神の念篤く、誠実で責任感の強い人柄であることはすぐに伝わって来た。そして、村や氏神の歴史について熱心な興味を示された。最近の氏神社信仰の盛り上りは、三氏の努力と感化に負うところが大きいと思う。社務所を今年になって新たに建築（一〇月竣工）したのもこの隆盛の気運と三氏の推進力によるもので、岡屋区長も「あなた方できなくては出来ないことだ。」と評価したという。

注(1)『神道大辞典』第一巻、「勝手神社」（吉野の勝手神社と当社）の項。平凡社、一九三七年東京。

(2) 内務省の指示により作製した書類の復本らしい。表紙はなく、野紙にカーボン紙で一行目から、左記鏡山村内に於ケル小職奉仕ノ分ノミノ神社明細帳ニ有之及提出候也

蒲生郡鏡山村大字鏡

村社鏡神社社司 林 寛一

とある。

(3) 『統群書類従』（第参輯上、統群書類従完成会、一九〇三年、東京）所収「降臨次第麗気記」に、

（前略、服部）愛鬘尾命、愛護尾命已上三十二執金剛神者。金剛界成身會三十七尊。加四佛。又加相殿神也。

とある。

(4) 注(1)書に当社に関して「本殿応永六年再興」とあるのは誤り。また、「明応元年修造」とあるのも、少なくとも私の調査した古文書の中には見なかった。

(5) 第一号文書「横板の表」（応永一六年の記録を示す。但し問題点を含む。解説参照）の条によれば「岡屋社頭本ハ兩社」であったが、近年（応永年間であろう）八王子社が勧請された。二社のうちの二社は同条の春日若宮であるから残る一社が問題となる。この一社が勝手神社であれば、その勸請は応永年間を溯ることになる。

(6) これを機として昭和五一年から毎年一度桜の咲く頃吉野勝手神社に二名の代参者を送ることになった。代参者の決定は一月八日の「勧請組の日」（「大繩打ち」とも称する）に氏神社の境内に大繩（写真四）を張っ

た後に「おみくじ」で決める。「おみくじ」の方法は社守が三宝に代参者の候補者の名を書いた札を載せてこれを揺り、外に出た札二枚を神意に叶った者とする。同様に伊勢神宮と京都八坂神社の代参（昭和五一年以前からあった）者各二名も同じ方法でこの時決める。

* 境内社に伊勢大神宮と八坂神社があることと関係しよう。明治以前に溯る可能性がある。

(7) 中川泉三『近江蒲生郡志』第六卷五二五、六ページ、滋賀県蒲生郡役所、一九二二年。

(8) 同書三一三ページ。

(9) 林 健一氏のご教示では、鏡山頂上にかつて雲觀寺という古刹があり、竜王社はその守護神だったという。雨乞いが天に一番近い近郷の山頂に於いて行なわれた諸地方の民俗が参考となる。鏡山丘陵と平野を挟んで向かい合う同竜王町雪野山の別名を竜王山と称するのも竜王社が祀られたことによるという。神田氏によれば竜王町の町名もこの二つの竜王山に挟まれた町というところから起った。

(10) 岡屋はこれに関係しない。山中と小口が祀るのは、岳山頂上附近で山中と小口の地所が接するからである。岡屋の地所は頂上より東寄り。

(11) 小森太郎氏もその際「氏神さんを大事にしている村は日頃内輪もめがあつても、いざという時にはたちまち固く団結するものだ。」と述べた。滋賀県下の中世文書（滋賀県編『滋賀県史』八三秀舎、一九二八年、東京）所収）には村の一大事に際して氏神社を中心に結束が固められる例がいくつか見られる（第二卷七二七ページ、第三卷七一ページ）。

(12) 四月着工。総工費二四〇〇万円。内五九〇万円は社有財産（山林六反）を買却してあてた。残額は村の氏子が自由意思で寄進した。発起人の三名の氏子総代が各三〇万出したところ、これに習って他の人々が続々と寄附した。割当てもしなかったし、奉賀帳を持つて回ることもしなかった。村民からは何の苦情もなく、全くの自発的好意によるという。更に竣工式に際し、机・ストーブ・飾物・時計・額なども寄進してくれた。神田氏は、竣工式の挨拶に臨み村民の協力と厚意に臉が熱くなったと語られた。

四 「虫送り」調査報告並びに民俗調査報告の 記述方法について

報告に入る前に、調査報告の記述方法について私なりの方法を採用したので、これについて述べておきたい。

即ち、拙稿「神功皇后『酒楽之歌』の構造と意味——滋賀県水口町総社神社『麦酒祭』の民俗調査に基づく一考察」（大妻女子大学国文学会『大妻国文』第八号、一九七七年、東京）に於て既にその一端を示したところであるが、行事は観察時の進行順に次第毎に分けて記述する。最初に現在行なわれている様子を記し、次いで記憶による過去の様子を直後に記し、行事の変化相を直ちに把握し得るようにした。これによって、現在の民俗事象（過去の民俗事象も）がいかに流動的であり、民俗の現在相のみの記述だけでは極めて不十分であることを理解できるようにした。そして、行事内容に変化がある場合、その原因の判るものについては総てこれを記した。変化の時期も、可能な限り正確な年次を具体的に記すよう努力した。報告者に正確な記憶がない場合は、「〳年頃」とする。この現在の様子については、活字を本文と同じポイントとし、過去の様子については、現在行なわれていないものであるから二字下げ（活字のポイントも現在の記述と同じ）として比較対照の便をはかった。

次に、行事について事前の報告と直接観察した結果とが相違している場合は、事前の報告と現在の行事との相違点を、活字を一ポイント落し、一字下げにして記し、その原因をできるだけだけ考察した。これにより、いかに優秀な報告者であっても、報告者の報告のみによることがいかに危険であるかが明らかとなった。民俗事象の考察に際して、他の研究者の諸報告（その中には多く直接的観察によらないものも含まれている）や報告者からの間接的聞き書きを資料として当該民俗の研究に利用する（私自身も）けれども、この方法にかなり危険と限界があることが明らかとなった。

さらに、煩雑さを避けると共に、附属的な事柄が背景として扱えられるように、より詳細に亘る説明や、関連事項・附随的事項については活字を一ポイント落し一字下げにして記した。

行事については、行事そのものだけでなく、行事に参加しない村民達の様子や村の雰囲気等を記す共に、行事の外見的記述のみならず、村民達の心理・感情面に対しても注意を払い、この行事が村民全体にとってどのような機能を有するかを明らかにしようとした。

「虫送り」の報告に入る。この行事は内容そのものは単純であるが、述べたように完全に消滅した地域もあるから、その有様を後代に伝える為、多数の写真を行事の進行に従って掲載した。

場所

滋賀県蒲生郡竜王町岡屋。

名称

通称「虫送り」。正式名を「除蝗祭じょこうさい」というが、実際にはほとんど使用しない。

日時

毎年七月一六日。午後五時頃から七時頃まで。直会は七時半頃から九時頃まで。

旧暦時代の月日は不明、記録も調査の範囲では見なかった。本年度の直会は料理屋からの料理の到着が遅れた為、例年より開始が一時間程遅れた。

執行者

当年度の社守一名、水利委員四名、区長、区長代理、会計各一名、湧口番わくまげ一名。

社守は神社での祭典、神火の携帯とそのタイムマツへの着火が主な任務で、行事の中心は四名の水利委員である。

猶、賽銭箱のお供え(米)は社守の取り分となる。

② 祭典(五時三十分頃から四五分頃)

やがて、烏帽子に白の淨衣姿の社守がやって来た。神殿の縁に上り前記の神饌を供え礼拝し、タイマツに点火する火の準備(マツチ)をする。この間も前述の如く参拝する村民があるが、お供えは総て半紙に包んだ白米である。参拝者は老人か少年が目立つ。これらの少年は後刻のタイマツ行列に参加するものと思われる。

社守による祭典は極めて簡略であり、祝詞を奏上する声も聞こえなかったし、神前に灯明も上げたかどうか確認できなかった。一旦神前にともした「神火」を行燈に移すように事前に聞いていたが、行燈のロソクにすぐマツチで着火したようにも思われた(確認せず)。

拝殿附近にたむろしている「地下」の人々もこの「祭典」には加わらず、神殿を背にしたまま雑談をしており、緊張は相変らず見られない。水利委員はこの間も鉦と太鼓を叩いている。参拝者も普段着のまま、礼拝を済ませると境内を出て行く。

事前の報告では、神殿に於て社守が祝詞を奏上して豊作を祈願するのとことであったが、そうした気配がなかった。後でその点を三氏に確認したところ、その年の社守の気持の持ち方一つで、祝詞を長く上げる人もいればほとんど上げない人もいるという。儀式の内容は社守によって流動的であり、一定不変の次第が守られているわけではない、とのことであった。儀礼というものに常に固定的という訳ではなく、その折々の人の気持や諸条件の変化と共に流動することは留意すべき点かと思う。

③ 修祓(五時四十分頃から五十分頃)

祭典を終えた社守は御幣で前記の役員達をお祓いした後、境内を歩いて行き大縄を張った参道(写真四)を抜け、入口の鳥居の外に集まっているタイマツ行列の参加者や村の見物人を同様にお祓いする。但し、鳥居附近にいる人々に対してだけであり、全員に限なくこれを行なうというものではない。行ない方も、専業神官の如く儀式張っておらず、余り気の入らない形だけのものという感がする。村外からの見物人はない。

次に鳥居附近に集められたタイマツにもお祓いする。これらのタイマツも「奉納」されたものと神田氏は言われるが、とりわけて神殿の前に捧げられたものではなく、いわば持ち運びに便利のように神社の入口に集められたという感がある。また、行列に用いるタイマツの総てが「奉納」された訳でなく、二・五〜三メートルの大きなもの一〇数本であり、他は鳥居の外の行列参加者が手にしていたり、道路に転がしてある(写真五)。

鳥居をくぐった右手に「百八灯」(かつては菜種油を一〇八個の土器に入れこれを点したが、現在では手間のかゝらない豆電球に変った)の建物に灯が点り(写真六)、この附近だけがやゝ神秘的な雰囲気漂っている。

④ お下り頂戴(五時五十分頃から五五分)

次に水利委員は先ほど供えた盆に載せたジャコと神酒とを水利委員の一人が自分達の間を回す。各自二・三匹を肴として口に含み、酒を一升瓶のまま茶碗に注ぎ飲む⁽³⁾。一渡りした後、附近にいる参加者達にも勧めて回る(写真七)。参加者は小・中学生が多い為せいぜいジャコを一つまみ口にするだけである。

見物の中からは、浴衣を着せて腕に抱いた幼児にジャコをつまませたり、老人がこれを同様に一つまみする程度であって、タイマツを担ぐ参加者全員にお下りを回すこともない(し、また、現実にも時間がかかり実行しにくい)ので、ジャコの大半が残り、神酒も五合程残った(もう一本には手をつけていない)。お下りの残りは勧め終えた水利委員により「百八灯」の建物の前に置き去られた。

⑤ 行列の出発(五時五十分頃)

神殿にともした灯明の火(総代達による)を「アンドン」(燈籠)のロソクに移した社守は、このアンドンを下げて行列の中行に入り行列が発する。人々は村の人家の中心部を南北に貫いている道をタイマツを担いで南へ進む(写真八)。雑然とした行列で進むだけで、歌や所作などは一切伴わない。タイマツを点火する目的地向かうだけのことである。見物人も一緒に黙って歩いて行く。浴衣を着た幼児や

子供が僅かに見られたが、参加者・見物人のほとんどが普段着であり、村の人家にも提燈などの祭りのしつらいはなく、村内の雰囲気は平常と変わらない。

参加者の担ぐタイマツは菜種殻を縄でくくって作ったもので、先端は菜種殻の根の方を集めているから、その形は先端の方がややラッパ状に末広がりになっている。大は長さ三メートル、太さ三〇〜四〇センチ程、小は長さ一・五メートル、太さは二〇センチ程。大きさは各戸で作るので、各戸の担ぎ手に合わせまち／＼となる。これらが今年既述の如く五〇本程出た。成人は大きいものを、小学校低学年の子は小さいものと、各自体力に合ったものを担いでいる。

タイマツは下記の如く菜種殻を沢山持っている家を中心から探し、区費により一括購入する。区役員はこの材料を各班長に配る。これを受けた班長は班内の各戸に適宜の量を配給する（戦時中の「隣り組」の配給組織が今に生きている感がある）。タイマツは比較的小さいものは、殻をまとめて縄でくくるだけ、かなり大きいものは途中で折れたりしないように、竹棒を周囲に数本当てがいくくり上げている。作り方はかように極く簡単であるから、各家に於てこれを作る。

橋本鉄男氏が『日本の民俗25滋賀』に於て、県下の虫送りについて簡単に紹介しておられる。その中に「ジゲタイマツ(地下松明)」といって、村の小使い番に当たったものが、特に大きいものを一本持って行くところもある。(岡屋)」とせられているが、このジゲタイマツに当るものは私の観察時にはなかった。神田氏にこの点確認したが、「私等の時代にはそういうものはないし、特別に大きいものを作ったという事は聞いたことがない。各戸で作るから大きさは個人の意思にまかされている。」とのことであった。

和田氏によれば、敗戦前は農家の全戸がこの行事に参加したもので、一四〇から一五〇本揃ったという。その頃は、各戸が自家の菜種殻でこれを作り奉納した上、行列に参加した。

昭和二〇年の敗戦当時タイマツは大分減った。原因は物資や労働力が不足したこと、「若者達が新しい理屈を並べる気配があっ

た」ことによる。菜種殻の不足については前にも述べた(一)が、昭和三〇年以降プロパンガスが家庭用に出回り初め(特に、三五年頃から)、岡屋でも四〇年頃から全般的に使用するようになった為、この頃から岡屋では菜種殻を作らなくなった。こうしてタイマツの数が減少(少なくとも三〇〜四〇本まで減少)したことから、一〇年程前(昭和四二年頃)より区が材料を一括購入して配付するようになった。

また、今年度の祭りの行列では社守が中程を歩いていたが、林健一氏の許の「昭和五年十二月改訂 年中行事録 勝手神社社務所」には「祭典終テ神燈ヲ手提燈籠ニ移シテ携帯先頭ニ續テ松明、鼓、鉦ハ列ヲ為シテ」とあり、今年度とは異なっていた。

菜種殻不足にもかかわらず今年のように五〇本程のタイマツが出せたのは、プロパンガスの普及以前に菜種殻を自家燃料用に家屋二階の納屋(「ツシ」と称す)に蓄えておいたまま放置していた家が村内にあり、その家の改築に当ってこれを村に提供してもらったからである。

本年以前からもかように菜種殻を材料として虫送りを行なっているが、同様にして備蓄のあった村内の家から購入できた為である。こうした家が後二軒あるので、岡屋の「虫送り」は今後二・三年は続けることが出来る見込みという。

⑥ 着 火 (午後六時)

村の人家の中を通る道が県道(竜王春日線)と交る地点(地図E地点)で行列は止まる(写真④)。小字大半田の「重助前」と称する地である。

ここは岡屋の用水池からの水が最初に田圃に入る地点(水上と称す)で、この水上から下流(北方)へ順次虫を払って行くのである。アスファルトの県道上に水利委員が用意した稲藁三把を社守が受けとって立てる。そして、アソンの火をこの藁に点火する(写真⑤)。点火に際しても何ら儀礼は伴わない。

現在は県道上で行なっているが、県道が出来(昭和四〇年頃)る前は、ここに南北に畔道が走っており、現在の県道に村内の道が

交叉する地点のすぐ東側の野道で点火した。「重助前」とは、この県道の西側に重助という人の屋敷があったからである。今はこの家は絶え、現在藤岡 実氏宅となっている。

昭和初期以前は岡屋から始まった行列のタイマツの火を次の村の小口が受けて点火し、さらに下流の薬師・七里の村が同様に点火した。その最初の火元が岡屋であった。岡屋の上流の山中の火は今も昔も受けない。

山中では岡屋よりも一日早く七月一五日の夕方に「虫送り」を行なう。山中では、他の村と関係なく単独に岡屋と山中の境（岳川と祖父川の合流地点、地図F地点、写真(二)）の橋の許まで虫を送る。その理由は両村の利害の対立にある。即ち、岡屋の取水源は祖父川であり、この川の上流にある支流岳川の水源が山中（山中岳）（写真(三)）にある為、両村は昔から水争いを行なった。先にも触れたように(二一三)「近世」明治一七年に岡屋が祖父川より新たに堀割を作ろうとして山中と争い、大審院まで裁判で闘った。その時の裁判資料が氏子総代相伝の文書中に現存している。結果として、新たに堀割を作るのは岡屋の既得権でない為、岡屋の敗訴となった。今でこそ同じ竜王町内の村同士で仲良くなったが、かつて（明治中期以前？）両村は通婚しない習慣があったという(二一三)「近世」参照。

岡屋が山中からの火を受けず、行事の日も異なる理由は、こうした歴史的關係によるものであろう。岡屋が他の三村とこの日同時に「虫送り」を行ない、村同士が次々に点火したのは、これらの村が共に祖父川を水源とし（為に時には対立もあつたであろうが。巻末第六号文書には、その理由は明らかでないが江戸時代に小口と相論があつたとある）、共に利害を共通にした歴史的背景があるのであろう。

⑦ タイマツの行進（六時頃から六時三〇分頃）

着火した稲藁を種火として、人々がタイマツをかざすと、燃えやすい菜種殻はパチパチと爆ぜながら急いよく燃え上る（写真(四)）。相当の火力である。次々に点火するとそのまま一列の行列を作って県道を北へ進む（写真(五)）。タイマツを担ぐ者の順序は特に定まっていはいない。点火次第歩き出す。大きなタイマツを老人と孫達とが抱えてゆく

光景も見られる（写真(六)）。

県道の東側には岡屋の水田が広がっており、北へ五〇メートル程進んだところで田圃道に下り、東へ進む（写真(七)）。遠方の山は雪野山。やがて岡屋の水田地帯の東西中央附近で北へ折れる。この道は俗称「いもち道」「送ろ道」と称され、先述のこの村の江戸時代の絵図にも描かれており（写真(八)、中央「中ノ切」とある左側に縦に見られる一筋）、村の水田地帯の中心を走っている。いわば、この中央の太い畔道を通ったことよって、耕地全体を払ったという意味を持たせるのである。行列は必ずこの道を進むことに昔から決まっている。この伝統的な道は名神高速道路（地図参照）が建設された時も破壊せず、そのままトンネルでくぐらせて残した。

六時五分。田圃の中から振り返ると、「いもち道」が始まる県道附近に集まった村人達が、田の中を点々と進むタイマツの火に見とれている（写真(九)）。子供や孫が行列に加わっている父母、祖父、或いは参加を許されない女の子達である。タイマツの煙は夕方の冷気に霞のように低く棚引き、遙か彼方まで青々と広がる水田の中を橙色の火が五〇程点々と続く様子は、壮観と言うよりもむしろ感傷を誘うしめやかな情趣に溢れている（写真(一〇)）。この夕闇迫った中に繰り広げられる光景は、宗教的感情よりも美的感動を与えられる。この感動は私個人だけのものではなく、いつまでも佇んでこれを眺めている村人達にもあることはその様子から伺われる。

行列の最後部は四名の水利委員が勤め、一人が各自鉦・大鼓を叩きつつ落ちた火に注意しながら歩いて行く（写真(一一)）。さらにその前の二人の水利委員が田に落ちる火を消しながら進む。稲に火が落ちると傷む為である。畔道や田の中に落ちた火は菜種殻の為にすぐに燃えつきてしまふから、実際には絶えず火を消しながら行くという訳ではない。この火について「タイマツの火は神さんの火だから、稲が焼けても何ともないと言う。」と水利委員の辻沢 治氏（大正一三年生れ）は語った。実際にはこの火に焼けて傷み、地主から苦情が出る惧れがあるので水利委

員は被害を最少限度に抑えるべく注意を払う。「神さんの火だから何ともない。」というのは、こうした危険をはらむことからの心理的回避の性格もあるのではないか。信仰そのものとして解するのは問題があると思う。

一番後が鉦、次が太鼓を各々時折、思い出したように叩いて進んで行く。鉦の係(辻沢 治氏)は斧を担ぎ、その柄の先に鉦を釣り吊げている(写真③)。重い鉦を片手で胸元まで持ち上げ叩くのが疲れる為に、斧の柄の先に吊げて平衡をとって叩くのである。祭りの開始時から水利委員が斧を用意していた(写真④)理由を、ここに至って諒解した。鉦を叩くのは、先述の如き独得のリズムである。唱え文句もない。鉦叩きは慣れない為思ったより大変で、体が非常に暑くなるという。

神田氏によると、最後の太鼓は、細い棒を通して担ぎ後の者が叩くのがこれまでのやり方で、昨年はその形だったという。これも、行事内容が当事者の判断によって変る一例であろうか。

辻沢氏の語ったところでは、戦前(氏の記憶では昭和一〇年頃)はタイマツの材料もふんだんにあったし、青年達を中心だったから、現在よりもっと大きなタイマツを作った。青年達は大タイマツを担ぎ上げ、小口までの一番乗りを競った。さらに和田氏の報告では、その際青年達は「送ろーノ送ろーノ」と大声を上げて走ったという。この道を「送ろ道」とも称するのはこれに起因している。

しかし、実際には歩くのが建前だったという。同じく和田氏によれば、「私等の青年時代は『必勝』の合言葉が流行で、各自が勝手な行動をしたから競争になった。」ものという。また、青年が中心と言っても、青年団が組織的に行なったのではなく、全農家の参加によるものであった。

以上の報告から、この行事の戦前の有様は現在のそれとは異なった、勇壮活潑なものであったことが知られる。当時この祭りを支えていた原動力は青年達のエネルギー・競争心であったように思われる。

また和田氏によると「虫送り」の「虫」は一般に稲の害虫を指している。この「虫送り」の道(「送ろ道」)を「いもち道」とも称するが、「いもち」

は岡屋に於ては他の村と同様稲熱病を指している。バクテリアによる稲熱病も害虫の仕業と解したのである。

また事前の報告では田の中を皆が「送ろーノ送ろーノ」と声を上げながら進むとのことであったが、そういう光景は見られず、水利委員がほんの一声か二声途中でさ程大きくはない声で「送ろー」と言っただけである。

行列はやがて小口寄りにある名神高速道路のトンネル(高さ三メートル、巾二メートル、長さ三〇メートル程)の中に入ってゆく。私が最後部についたままトンネル内に入ると、中は煙が充満しており、息もまとも出来ないし眼もしょぼしょぼして開けにくい。人々は煙を避ける為に背を低くかがめ、息をつめて早足に歩くが出口はなかなか来ない。恐怖と苦しさの余り泣き声を出す子供も出た。

水利委員も危険を感じたのであろう、「走れノ」と号令をかける。煙の中を息をつめたまま夢中で走った。やっとの思いで抜け出た時にはほっとしたものである。短かい距離の筈であるが、恐怖感も走り随分長かったように感じられた。

六時二十分。これまで雨模様であったが、とうとう俄雨が降り出し、行列は走るように進んだ。畔道は大勢に踏まれたため水が浸り、ぬかるんでいる。私は靴を泥の中にはめてしまい、参加者の多くがゴム長靴をはいていた理由をここで知らされた。やがて小口の村の人家が見えて来た(写真⑤)。小口の行列は既に出発しており(写真⑥)、岡屋の行列の向うにさらに小口の行列の火が小さく延々と続く様は見事である。

前述の如く、かつて(昭和初期頃)は岡屋の火が小口に到着するのを待ち受けて、岡屋の火をタイマツに移して出発した。燃え終らない大きなタイマツはそのまま小口の人に手渡したりもした。上流の村で出した神火により、害虫を順次下手へと追い払って行くこと見立てたのであろう。

以下同じように小口の火を薬師が、薬師の火を七里が受け継いだのであったが、下流に行くに従い時間がかゝり、行事の終了が

遅くなる為、昭和初期村同士の相談の結果、各村の氏神の火で着火して出発することにした。

神田氏によれば、現在では各村とも大体上手の村の火が見えたら出発することになっているという。小口では氏神真氣神社の神灯の火を出し、岡屋との境の田圃の水源(水上)で着火している。薬師・七里に於ても同様にその村の水田の用水路が始まる地点で着火している。

以上の如く、信仰的な要請よりも実際生活上の要請が現実には優先しており、それが祭りを変化させる一つの契機となっている。

六時三〇分。雨が激しさを加え、ずぶ濡れになった私はカメラを守るのに精一杯である。小口の人家から一〇〇メートル程離れた岡屋の耕地内の畔道でタイマツを捨てている。ここが行列の終点である。岡屋と小口から出た役員(岡屋のは行列に先回りしてこの場所で待ち構えている)が捨てられたタイマツの火をその場で完全に焼却するという方法で消火している(写真(9))。岡屋からは湧口番一名、小口からは今は岡屋にはなくなった湧頭(10)が一名出ている。

湧口番は水源池への給水を止める係で、岡屋の水源池(11)に一番近い家の主人がこれを代々勤めている。現在は峰川繁信氏。湧口番がこの消火の責任者であり、代々この消火役を勤めている。やがて、行列の最後の水利委員達も到着し手伝っている。

昭和五〇年頃までは岡屋と小口の実際の境(写真(9)に見える小口の人家附近)まで行列を進め、そこで火を消したのであったが、小口の人家に接している為火炎予防上一〇〇メートル程岡屋に寄った岡屋領内の現在地で行なうことに改められた。

従って、村から村へ継火して漏れなく害虫を払うという趣旨は、継火の廃止に加えてタイマツの終点と次の出発地との間に距離を置くことで一層薄れたようである。

私の接した滋賀県下のどこの村民も、一体に彼らの行事を型通り受け継ぐだけで、その行事の信仰的な意味に関しては無関心であるから、前記の如く常に実生活上の条件の変化や要請によって祭りを改めがちである。この「虫送り」の場合、最も変化しにくいのは、「菜種殻のタイマツを持ち田の中を

定められ道筋で行進する」という要素だけであり、その中心的な信仰的要素(村から村へ神火の力で虫を払う)は、実際の行為の上では全く変化してしまっている。

⑧ 記念品の分配(六時半前後)

県道には折からの雨のこともあって自動車で、或いは傘を持って迎えに来た家族が集まっている。参加者はタイマツを捨て次第役員より記念品(子供には清涼飲料水のファンタ、成人には一〇〇円の使い捨てライター)を貰うと次々に帰宅している。記念品を出すのは、参加者に子供が増え、途中でタイマツを捨てて帰る子が出たりするので、これを防ぐ為に昭和四八年から始めた。従って、タイマツを最後まで運んだ者に与えられる。

水利委員、湧口番が火を最後まで見届けると岡屋の虫送りは終了する。以下、述べたように、下手の村々に行列が続き、七里の下流にある七里の農耕用溜池(地図G)が最終地点となる。ここで七里の水利委員が消火し片附けるといふ。

タイマツの最終地点は、虫が追い落される大きな川や遠くの琵琶湖などが信仰的な趣旨に叶うかもしれないが、七里の下手附近には大きな川はないし、七里から琵琶湖までは直線距離にして約九キロもあるから、村から村へ継火した時代に於て、七里以下の村々がこれ以上受け継ぐのは時間的にも遅くなりすぎたであろう。従って、七里の溜池をもって終点としたのである(無論、生活圏の問題や、既述の村相互の協力関係という事情もあり、七里以上の村には継火が及ばなかったということも考慮に入れねばならない)。

その点で、かつて青年達がタイマツを担いで走ったというのも、単に青年達を支配している競争心・エネルギーの爆発が原因していたばかりでなく、下手の村々の虫送りの時間を遅らせない(丁度夕食時にも重なっている)という配慮もあったのではないか。和田氏が述べたように、タイマツは歩いて運ぶのが建前だったというが、例えば、大きいタイマツを代表の青年が担いで次の村に送り、後の人々はゆっくり送りながら進んだという時代もあったのではないか、そして、一人が走るのにつられて皆の青年が競争で走るようになったのではないかと想像される。

(9) 直会（八時二〇分頃から一〇時頃）

岡屋には既述の如く社務所がない（本年七月現在）為、公民館の大広間をいつも直会の会場とする。参加者は区長、区長代理、会計、水利委員（四名）、湧口番、氏子総代（三名）である（今年は、氏子総代は本調査の別室で私をもてなしつつ応対されたので、出席しなかった）。

七時三〇分頃から次第に集まり始め、会場とは別の部屋で私の調査に応じたり、この祭りの将来について互いに雑談しつつ全員が揃うのを待つ。今年は料理屋からの料理が届くのが遅れ、例年より一時間程遅れて開会した。通常の直会では社守が最上席に着いて始まるものだが、この直会では社守の出席がないままに区長が最上席に着いて本日の祭りが無事終了したことを感謝する挨拶を行なった。一同謹聴（写真）。

さらに、直会に必ずと言って良い程伴なうお下りの饌米と神酒とを少量頂く儀式がこの場合には見られず、すぐに飲食に入ってしまった。かように、社守の出席もなく、区長の簡単な挨拶だけで、場所も公民館の大広間という所柄か、聖なる雰囲気乏しい。区長挨拶の時だけ居住いを正しただけで、すぐにくつろいだ席となった。これは、言わば慰労会という語がふさわしい席と思った。私が観察した滋賀県下の祭りの直会の中では、最も儀礼的、聖的な雰囲気乏しい例である。

この直会の料理は区費の中の神社費によって賄っている。氏子総代が準備し、給仕・後始末をする。岡屋では、他の祭りの直会に於ても同様という。社守がこれらの費用を負担したり、準備することはない。また、直会の料理の準備を行なう役（例えば「当屋」）が別にあつたということもないようである。この直会の料理の中で、主だった料理は料理屋に注文し、他の飯、汁、漬物、酒の仕度は公民館専属の用務員（村民で、家庭の仕事から解放された六〇才前後の女性を区費で雇う）の女性一名が、館内の炊事場で用意する。

社守が直会に出席しないのは異例のように思うので、この点を質問したところ、「今年の社守さんは変っているから。」とのことだけで、

総代に少々面白くないという表情が出たものの、それ以上とがめるという空気はなかったし話題にもならなかった。

確かに直会の開始を待つ間の雑談の中でも、社守の出席が遅いなどと言う者はなかったし、この点は初めから問題にしていな様子であった。これは前もって事情を承知していることによるものでもなく、少なくとも私の見た限りではこの直会は「社守がいなければ直会が始められない」と考えられている程厳格なものではないと思われる。そして、これは個人の人柄や公民館という場所柄の問題ではなく、「虫送り」自体が、最初から厳粛な宗教的雰囲気伴っていないという性格にも負うところが大きいと考えられる。

次第を追った報告は以上の通りである。岡屋の「虫送り」には既に変化した部分もあるが、戦前の半分程の規模で行なわれた為にかつての様子を髣髴とさせるものがあり、これを实地に記録することが出来たことを幸いに思う。この調査と研究に関してお世話になった総ての方々に重ねてお礼を申し上げたい。

注(1) 隣村の小口では現在でもニンシである。但し、干ニンシではなく、身欠き(干)ニンシの煮つけである。夏の夕暮、これを肴に茶碗酒を汲むのは「腹にしむ程美味でした。」と古株太啓雄氏は語る。

菅沼晃次郎氏第一章注(2)報告には、虫を送って行く畔道の「途中で、御神酒と干にしんを甘辛く煮たのが出されるのも野趣があつて楽しい。」とある(傍点は服部)。

(2) 一二月の調査の折、勝手神社神官林 健一氏の保管しておられる文書の中にかつて勝手神社の社掌であつた久野 悟氏が作製した「大正十三年起 神社記録 勝手神社」なる一文書を見た。その「除蝗祭」の条に「松明が本田を、巡する時鼓鉦を鳴らし左の囃し詞に、（注）相手を合はすさんしよと みそと とがらし とはしと」とある。大正一三年

当時は囃し詞としても唱えたようだが、現在この風習は廃れている。また、田を「一巡する」というのも問題で、現在の如く、田の中心を走る畔道を小口に向かって直線的に歩かなかつたのであろうか。

なお、菅沼氏第一章注②報告によると、小口では「さんしょと 味噌と こぐるまとふたと」、「田の虫送ろう」、「いもち送ろう」などと囃しながら下の方に送って行くという。岡屋と小異はあるが、小口ではこの囃し詞が生きているのであろうか。

(3) 注(1)参照。

(4) 岡屋の調査の際には、この変化の時期について明確な回答は得られなかった。和田氏の青年時代の大正末期には確実に継火していたという。

注②の大正一三年より書き起した文書「神社記録」には「夕方岡屋の火小口前に到る時小口は此火を受けて次なる薬師に送る」とあるから確実にある。継火廃止の時期については、古株氏が小口の古老に尋ねて下さったお蔭で「昭和初期」とある程度限定することが出来た。

(5) 岡屋の西を流れる天井川祖父父川の水を石樋で水源池に落している。この取り入れ口を湧口と称する。用水路が人家の中を通っている為、俄雨などで増水すると神社や家屋が浸水してしまう。そこで、水源池に一番近い家がこの役に定まっているのである。但し、水源池から通水するのは水利委員の役目で、湧口番は通水に関して手を触れることは出来ない。水争いで苦しんだ結果、かように現在でも水の管理が厳格に行なわれている。湧頭はかつては村(や他村へ)の通水権を握っていた有力者(岡屋の場合も座頭であったようだ。二一三「中世」参照)であった。

(6) 「岡屋集水池」。「水道」とも称す。祖父父川の水と堤防の下から出るその伏流水を集めている。昭和三二年頃の護岸工事により伏流水は出なくなり、今は川から直接取水した水のみを溜めている。

五 岡屋村「虫送り」行事の感情的

原動力とその機能

次に、この祭りを観察して考えたことを若干述べてみたい。即ち、この祭りを支えている村民達の感情的原動力や祭りが村民に与える感覚、この祭りの村民にとっての機能についてである。

この点は、民俗調査を経験した者にとっては或いは自明のことかも知れぬが、こうした面には無関心であったり、直接的な観察の場合で

も行事の概略を追うに止め、この点に全く触れない報告も相当あるように思われる。

一体に、社会的変動の激しい現代に於ても種々の祭りが形を変えながらも何とか持続されて来ている。この要因としては、「昔から行なわれているものだから、何らかの形で続けねばならない」という保守的心情や、「昔から伝わっている行事を自分達の代で絶やしたくない。」また、「自分達の代で絶やしたと思われたくない。」という責務感、祭りに限らず他の種々の習俗の上にも働いていることは屢々耳にする。

これは、同時に「たとえ内容はどうであれ、形だけでも伝えることが出来たらよい。」とか「どうにか責をふさぎさえすればよい。」という安易な満足感を一方にはらみがちである。こうした感情が岡屋の「虫送り」を支える人々の中に全くないと否定することはできないと思う。しかし、この祭りの中心的な執行者達をより支配していたのは、右の如き感情以上に「祭りを行なうからには何とかして満足の行く形で遂げたい。」とか「古くからの宗教行事は絶やしてはならない。」という、主として責任ある立場についての所から生まれる責任感であったように思う。

例えば直会の始まる前の雑談の中で会計係の三崎正博氏(昭和一五年生れ)が語った、「今年には改築する家が屋根裏に蓄えていた菜種殻を提供してくれたから何とか出来た。こうした家があると二軒あるから、これから先二、三年分は確保できるが、それ以上続けようとするなら、各戸が分担して菜種を栽培するとか、区長が次年度の分は責任を持って栽培するというような方法をとらねば駄目だ。」という言葉に何うことが出来る。

こうした祭りに対する消極的或いは積極的な責任感の他に、種々の感情的な原動力が働いていると思う。宗教行事であるから、これを支えているのは信仰心として、この観点から記述している報告もある。けれども、こうした微妙な問題は調査者の誘導的質問によっては都合

の良い回答を得ることが出来るものであるし、時には報告者が調査者の意を迎える惧れもある。そればかりでなく、報告者の立場にふさわしい回答を用意しがちである(專業神官や社守であれば、自ら信仰的な面を強調する)。試みに、この祭りに子供が参加する原因について水利委員の辻沢氏に尋ねたところ、「百姓の子供だから稲が無事育つようにということが出る。また、家からも『宮さんのことだから出よ。』と言われて出る。」と答えられた。同様にこの行事の主旨について問うと、「田圃は今が穂孕みで一番大事な時期である。この時期は病氣も出やすく虫も出るから、神の火の力で虫を送る。」と答えられた。

かように、改まった質問に対しては言わば公式的な回答が戻って来がちである。確かに科学の発達しない時代に於てこの祭りが発生した原因としては、稲の生育に大事な時期に当り呪的に(但し、後述八六)の如く、実用的機能がある)虫害を防ごうとしたのが最も大きなものであったろう。しかし、その後の人々や、さらには発生段階に近い時代の人々に於ても、この祭りを支えていたのが純粹の信仰的心情であったかどうかは問題である。少なくとも、現在の祭りの観察や過去(江戸時代)の例による限りでは疑問に思う。

私は右のような公式的な回答を引き出しがちな直接的質問は避け、次のような方法を採用した。即ち、主に村民の行動や会話を傍らで見守り、そこに表出する感情の動きを観察する、また、別の事項に関する質問に対する回答の中に間接的に伺われる要素などを主に参考にすると、という方法をとった。

その結果、かつてこの行事を支配しており、そして現在でもかなりの部分を支配している感情は、虫害を防ごうとする宗教心よりもむしろ村を挙げての「娯楽」(報告者の言葉では「楽しみ」)であったように見られる。それは、この祭りの昔の有様を語った氏子総代達の言葉の中に端的に現れていると思う。即ち、

私等が若い頃(大正年間)、今の時分は丁度田の除草が終るか終らない頃で、この日は炎天下の辛い除草も早めに終えて、村は

「総休み」にした。そして、五目寿司・鮎寿司・かしわ等の御馳走を作り、皆浴衣を着て「今日は虫送るか。」などと言って互いに楽しみにしたものだ。この村中の楽しみという空気は敗戦後はなくなつたが、今でも家によつては五目寿司や鮎寿司位は食べる。

浴衣を着るのはほとんど見かけないが、子供に着せる家もある。現在では除草も農薬のお蔭で行なわなくなった為であろう、困難な労働生活の中に憩を作ろうとする気持は薄らぎ、既に報告の中で述べたように村中に祭りの気分が漲るということはない。右の報告者の言葉の中には、かつての「虫送り」を支えていた村民達の心情がよく表出しているものと思う。村人達は、この祭りの持つ信仰的な意義よりも、暑い時期に農作業が一段落ついた安堵と息抜きとしてこれを受けとめていたと考えられる。特に、青年達にとっては、激しく燃え上る大タイムツを担ぎ上げて涼しくなった夕方の水田の中を勢いよく走るのは、爽快な気分転換になつたであろう。

このような活気を失なつた現在の「虫送り」を支える村民達の感情は、右に述べたものとは異なつた、より沈滞した性格になつていていると思う。即ち、執行者達に於ては述べたような消極的・積極的責任感を中心をなしていると思われ、参加の子供達に於ては、集団行動の楽しさや、大きな火を持ち運ぶ日常的には禁じられた行為が出来る爽快感、さらには終了後貰える筈の「御褒美」に対する期待感であろう。その他、行事に直接関与しない村民達に於ては、特に親や老人達にとつては自分の子や孫が祭りに参加出来るようになるまで成長した姿を見る楽しさが特に強いと思う。それは、三崎正博氏の「親やお爺さんは自分の子や孫がタイムツを持って走って行く様子が嬉しいから積極的に祭りに出そうとする。だから今日の祭りも親つきお爺さん附きで参加している家がある。」(写真(六)参照)という言葉の中にも伺うことが出来る。

私は、旧論文⁽²⁾に於て祭りの伝統を継続させる原動力の一つとして、自分達が若い時に経験した祭りを今の子供達にも是非経験させてやり

たいと願う一種の「郷愁」があると述べた。この点については、直接的な質問をしなかったこともあり顕在化しなかった。親や祖父が自分達の子や孫が祭りに加わる姿を見たさに熱心に参加させようとする感情の中には、この郷愁(右の意味での「郷愁」)の他に、かつて自分達が子供の頃参加した昔を偲びたいという気持もある(う)が一つに働いているのではないかと思われる。

さらに、これら感情的原動力の他に今回の調査で特に感じたのは、祭りの村民に喚起する情感もその伝統を支える力になっているのではないか、という点である。その意味で、とりわけこの「虫送り」は村民達に独得の美的感情を喚起しているものと考えられる。青々と海のように広がる広い水田の彼方を、橙色に揺らめきながら進むタイマツの群は実に美しく、幻想的でもありまた感傷的な気分にもさせる。田の入口の県道で行列を見送る一団の人々は、いつまでも立ち去らずにこれを眺めていた。彼らも暑い夏の日の夕方繰り広げられるこの清々しい光景に感動しているようであった。この光景は宗教的というよりも、むしろ美的で哀感と郷愁とを感じさせるものであった。

常民のことであるから、「美的感動」というような表現はしないけれども、この感動は間接的には何うことが出来る。例えば、水利委員の辻沢氏は今日の「虫送り」に「役目がら参加した」、即ち、義務感・責任感で参加したと言いなながらも、この光景を見ながら「こういう祭りもなか／＼いいもんですなあ。」と語られたが、これは「虫送り」の与える美的感動によるものと受けとれた。また、直会前の雑談でこの祭りの将来への存続に話が及んだ時、徳田定夫氏(主事兼水利委員。昭和六年生れ)は「こういう祭りは世知辛くなつた今の世の中には良いと思う。味けなくなつた今の時代に昔からのものが一つ位あった方がいいのではないか。」と語った。これに賛成して和田氏が「こういうものは物質的な損得で考えては駄目だ。」と言われた。これは万事機械化されて味けなくなつた生活の中で、この祭りのもたらすしみじみとした美しさや清涼感が村民に潤いを与える効果を積極的に評価している

ものと解することが出来た。

現在の「虫送り」はかつてのように村民全体の娯楽という機能は弱まって来ているが、その美的な感動によって人々の心に潤いを与えており、それを自覚している人もいる。この「美的感動」が祭りを支えているという一面が存在し、今後この祭りを持続させようとする力になっていることが伺われた。こうした参加者や周囲の人々の実際の心情を記述しないで、祭りの外面的な記述報告に止まったり、或いは形式的な面を観念化して取り扱う傾向が日本民俗学(ばかりではないが)の一部に見られるけれども、それは生きた民俗の実態を正確に把握するものではないと思う。こうした、行事に働いている参加者達の生活感情を把握することは、日本人の民族性を考察するのに寄与するところが少なくないと思われる(巻末追記(3)参照)。

注(1) 私は、昭和四八年一月八日に滋賀県守山市勝部神社の「火祭り」を観察した。夜間厳しい寒さの中を禪一本の青年達が直径一メートル、長さ四メートル程の大タイマツを多数担ぎ込み、境内はさながら火の海となつた。この種の火祭りを「太陽の力の弱まった時に当り火の力でこれを回復させるもの」の如く信仰的に解する説もあるが、私の観察したところでは、農閑期で籠りがちな冬の季節に鬱積した青年達のエネルギーを爆発させストレスを解消するのがこの祭りの最も大きな機能と思われ、呪術的信仰的機能は外面的には何うことが出来なかつた。

(2) 拙稿「神功皇后『酒楽之歌』の構造と意味——滋賀県水口町総社神社『麦酒祭』の民俗調査に基づく一考察」『大妻国文』第八号、大妻女子大学国文学会、一九七七年、東京。

六 岡屋村「原虫送り」の推定とその機能

以上、この祭りの機能や感情的原動力について述べたが、これは現在行なわれている有様と、記憶により溯りうる過去(最大限大正年間)の様子とに基いている。けれども、果して記憶されていないより古い時代のこの祭りの姿が右の如くであつたかどうかは問題である。

「虫送り」の事例の比較や古文書に見られる例を検討すれば、そのより古い形が推定できるかもしれない。虫送りが実用的効果のない純然たる呪術的行為であるとしたら、この行事に火を必ずしも用いる必要はないのではないか。土地によっては斎藤実盛を象った藁人形を害虫の首領と見做し、これを鉦・太鼓で囃しながら畔道を追い立て（送つ）て行く形の「虫送り」があるが、この場合は火を使用するのに比べ、一層実用的効果よりも呪術的效果を期待しているように思われる。これに対し、火を用いるのは呪術的目的（依代）があると解する説もあるけれども、科学の発達していなかった時代に於ては、夜間タイムツを焚いて（一晩がかりで畔道を歩き）、火に飛び込む害虫を焼き殺すという実的な効果を求めたものと考えられる。

江戸時代、稲の害虫が発生した時の対策法として、五十嵐篤好は「丸竹の先をはりて笠をあおむけ候様に仕、内に土をぬり夫を田の所につき立、夜中其上に火を焚、鉦の葉を持って虫を払へば皆火に入候」（天保八年刊、五十嵐篤好『耕作仕様考』）の如き方法を示している。これは、岡屋の場合のようなタイムツの火も誘蛾燈の如き実的な効果があったことを推測せしめる。

そればかりでなく、一見行事を賑やかにする為にあるかの如く見える鉦や太鼓打ちについても、五十嵐は「太鼓の音に驚き起候て、松明の火に入申儀と奉存候」と述べ、実的な効果があったと解し得る。

石崎直義氏によれば、加越地方では天保一〇年の虫害対策として右のタイムツの他、田に油を播くなど様々な方法を採用している。これらもある程度の実的な効果を上げた方法と考えられる。

石崎氏論文に紹介されている江戸時代の文書には、「虫送り」を全村挙げて行っている例があるけれども、岡屋に於ても報告したように敗戦前は村の全戸が参加した。これは虫害の危機に村中でこれに対処した段階があった可能性を示す。そして、その際このような現実的な努力を十分に払うと共に、一層その効果を上げたいという宗教的な気持も自ら籠もり、行事の開始に当り神に祈り、そして神の火をタイム

ツに移して、呪術的效果も上るように計ったのではないか。

岡屋の「虫送り」の伝えられない古い形がこうしたものであったとすれば、その段階に於ては、現在見る娯楽的要素よりも、虫を焼き殺す実的な努力とそれを一層効果あらしめようと願う宗教的感情とが表裏をなしていたものと思う。次の資料はその推定を裏づけるものではないかと考える。即ち、石崎氏論文によれば、天保一〇年の虫害に際し加越地方では述べたような様々な実的な駆除（注⑤参照）を行なうと共に、

禁厭として「成形図説」の板書を各村の肝煎、組合頭等に配付し、左記の文字を白紙に書き、竹に挟みて田の中へ立てるよう指示している。

「ただたのめ むかしの神の しるしには のべの草木の くるしみぞなき」

これは・印のように「田虫のく（退く）」の五文字を各句の頭において稲虫退散の呪いにしたものであった。

（原注*⑭は、富山大学蔵川合文書「天保十一年御用留」……：服部）
現在の岡屋の「虫送り」が報告したように宗教的感情が見られず、娯楽的要素が全面に出ているのは、（技術の発達等により）その行為によって実的な効果を上げる必要がなくなっているからではないか。その点で、本年（昭和五二年）報告した滋賀県水口町牛飼の「麦酒祭」ではかつて人々は酒造りの為に十分現実的努力を払うと共に、失敗の危険を孕むが故に、その醸酵を確実に促進させるべく真剣に太鼓を叩く呪術的行為を行なった。そこには現実的努力とその効果を一層上げようとする宗教的感情が表裏をなしていた。それが昭和四八年からこの祭りを観光化した為、来賓に味の良い麦酒を振舞おうと麴の分量を増したことから、以後は確実に酒造りが進行するようになり、この為太鼓叩きの呪術も失なわれた。

岡屋の「虫送り」も宗教的要素の代りに娯楽性が強くなったのは、実際の虫害の心配がなくなった為ではないか。毎年七月一六日と一定の日に行事が定まっていること自体、また、一定の道筋のみを行進す

ること自体、既にこの行事が形式化していることを物語っている。

但し、現在のよな農薬の発達を見ない大正年間に於てすら、右の日時や道筋が固定していたばかりでなく、青年達がタイムツを担いで競争したり、村同士で継火する(村相互の連帯を確認するという、別の目的になっているのであろう)のは、もはや現実的な駆除からは遠ざかっていることを示しているから、述べたような現実的行為と宗教的行為の二重性を持っていた。原虫送り「行事の段階に於てさえも、既にそうした娯楽的機能を含んでいたという可能性は十分に考慮しなくてはならない。

その点で「虫送り」の太鼓は前述の如き実効があると同時に、既に当初から娯楽的性格を合わせ持つものであった(注(1)参照)。即ち五十嵐篤好は「耕作仕様考」に於て、

夜中田のめぐりをむたむたあるき候事故、少しもおもしろも無之候へば退屈仕、勢弱可相成、右様(「太鼓を打て送り、田のめぐりを廻り候」：眼部)に仕候へば、子供迄も多勢罷出、跡よりつきあるき、賑やかに可有之候へば其勢におされて虫も可去理奉存候⁽¹¹⁾

としている。それ故に、虫害が実際に起きた時には「農民の真剣な悲願をこめた主要行事となり、災害の無い時は農民の娯楽行事ともなり得たのである。

注(1)「肥前上五島の虫送りは、実盛祭といわれ、約三尺ほどの長さの麦稈舟二隻を作つて、これに帆を張り、棒の突でこしらえた人形を乗せ、海に流しやる。青森県上北郡野辺地町では六月末に、男女二体の藁人形を作り、村境まで送りに行く。」(池上広正「霊と神の種類とあらわれ方」

『日本民俗学大系』第八卷三一ページ、平凡社、一九五九年、東京)、「イナゴと化してたつた斎藤実盛にみたてた藁人形を村境まで送つて行き、その人形をやく。」(大塚民俗学会編『日本民俗事典』七二〇ページ「虫送り」の項、弘文堂、一九七二年、東京)、他。猶、これとて、呪術

的要素と同時に、集団的行楽の要素があることは留意すべきであらう。
(2) 倉石忠彦氏は「火に依らせて送るもので、目に見える実体を送るのではなく、依代を送ることににより、害虫を送らうとするものである」(第

一章注(2)論文三一ページ)と信仰的な解釈をされる。

(3) 五十嵐篤好『農政全書』、高岡文化会刊、一九二八年、高岡。但し、閲覧の機が得られず、第一章注(2)石崎氏論文より引用した。記して謝意を表したい。

(4) 同。

(5) 石崎氏第一章注(2)論文によると、天保一〇年(一八三九)の大虫害の折加越地方では、(1)タイムツの他に鯨油(他に石油や鱈等の動物性油を使用したこともあった)を田一反につき四合播く、(2)明方風上より石灰をかける、(3)銀杏の葉や栴檀の葉を煎じた液を稲に振りかける、(4)蕎麦殻を水口に埋め水を流す等の方法を取ったという。

本学教授井上 寛氏(生物学)の御教示では、油を用いるのは田の水面に油膜を張り、油面に害虫(ウンカであろう。石崎氏紹介の天保一〇年の記録では害虫名を記していないが、蚊の如く小さいという形から、井上氏はウンカと推定される)を落して殺す目的があり、実際的効果がある。さらに、銀杏や栴檀の葉の煎汁については、大友豊美氏(医学博士)によればバクテリアや害虫を駆除する有害物質を煎ずることで抽出するのであるとのことであり、これも経験的に実際的効果があることを知っていたのであろう。(4)は水口の蕎麦殻に害虫を集める為か。

(6) 但し、そうした「段階」が実際に岡屋に存在したかどうかは問題である。他の村に於てそうした実効を目的とした段階があり、さらにこれが全戸参加を形とする一定の「行事」となった段階のものを岡屋が採用したというケースも考え得る。

(7) 先述(一)した高知県三原村にかつて存在した「虫送り」ではタイムツを持って畔道を通ると共に、御札を竹に挟み田に立てた。京都府綴喜郡旧普賢寺村では「氏神社の神官が齊戒して晝のうちに太陽の火を取り置き、村中の老若男女が持参せる松明に火を移し、神官先に立ち祝詞を稱へつゝ、田畔を廻り虫を送る(同郡誌)。」(中山太郎『日本民俗学辞典』「虫送り」の項、梧桐書院、一九三三年、東京)

(8) 石崎氏第一章注(2)論文、一五ページ。

(9) 拙稿第五章注(2)論文。

(10) タイマツを担いで走ったのは、継火を速やかにするのが原義で、他の

者はゆっくりと一晚掛りで虫を焼いたという時代もあったのではないか。

(1) 注(3)に同じ。また、「賑やかに可有之候へば其勢におされて虫も可去理」という点には、呪術性も認められる。もっとも、幕政時代農民の娯楽としての性格があつたのをカモフラージュする為の表現という可能性も考慮せねばならない。

(2) 石崎氏第一章注(2)論文、一二二ページ。同氏によれば元禄元年に始まつた富山県福光地方の「ねつ送り」の太鼓が、昭和四〇年には観光行事として編成され、毎年、二月二一・二二日に太鼓打ちコンクールが催されるところに、完全に娯楽行事となつた。これも、「虫送り」の発生の段階から実用的・呪術的機能と同時に娯楽的機能を共存させていたことによるものであろう。

七 日本民俗学の一傾向に関する若干の反省

この行事を観察して感じたことをもう一点述べて本稿を閉じたい。即ち、現在の日本民俗学に於ける宗教的行事(とは限らず、他の分野にも見られるが)の研究に於いて見られる信仰的な側面に偏りがち(なかくんづく年中行事・民間信仰の分野に顕著である)な傾向についてである。

これまで学会で接して来た民俗学関係の発表に於いてこの感を強く抱く(民俗学専攻の学生の卒業論文発表会に於いても、信仰部門に対し強い興味があるように感じられる)し、実際に、日本民俗学会機関誌『日本民俗学』一一二号「特集 日本民俗学の研究動向(昭和五〇・五一年)」を通過しても同じ感を抱く。民間信仰の部門に至っては、ほとんど「神秘的」な現象を取り扱っているという印象さえ受けることがある。これは、日本民俗学の一部に見られる「伝統的な」傾向と思う。

無論これが全面的傾向であるとは断定しない。例を挙げれば、井阪康二氏は「両墓制における石塔と埋葬地」に於て、両墓制が起る原因を考察し、この墓制は死体を恐れて埋葬地に近づかない上に(尤も、同論文の別の所では「死者のケガレとは関係なく」ともしておられるが)、山中

や海岸の埋葬地には石塔を立てにくいという地形的条件、埋葬個所の真上には石塔が立てられないという「埋葬条件」、さらに埋葬地に石塔を立てると墓地を拡張しなければならなくなる為、埋葬地と石塔を立てる場所とを別にする必要があるという「墓地拡張の条件」が重なって出現したものとされる。従来の両墓制を死者に対する穢れの信仰の面からのみ解釈しがちだった傾向の中で、かような物理的条件に支配された実生活上の機能の面からの解釈は、より常民の生活の実態に触れた優れた考察と思う。

宗教的行事を信仰的な側面に於て解釈しがちな傾向については、例えば、民間で旧暦六月と一二月とに宗教行事が多く集中している理由について、最近ある人は「旧暦六月は七月の先祖祭盆を迎える為の祓えと物忌みの時期、同様に旧暦一二月は先祖祭正月を迎える為の準備の祓えと物忌みの時期に当る」ことによると、いわば「伝統的」な解釈をしておられた。

しかし、そのような信仰的動機のみを強調するのは実際に即していないのではないか。即ち、旧暦六月は既に麦の収穫や田植えを終え、田の除草や夏野菜の手入れも済みかけた農閑期であり(岡屋の虫送りに於て神田氏は除草の終りかゝった時期で「夏祭りの最初」に当るものと言われる)、旧暦一二月は稲の収穫(岡屋では昔の稲の収穫期は現在よりも遅く一月だったという)が終り一年の労働のけりが着いた農閑期である。この両月に宗教行事が多いのは、信仰的な要請に基づくというよりも、農作業に一段落着いて時間的余裕が出来たことが第一の原因として考えられる。その点で神田氏が、「考えてみると、昔の祭りは一年の中で農業の暇な時暇な時というように、うま、く、農閑期に折り込まれていました。」と述べた言葉は重要と思う。

そうした時間的・物理的条件が充足した上で、無事(の収穫等)の感謝とこれから先の平穏を祈る宗教行事を行なうのであろう。しかもその行事の多くは、述べたような、実際的には信仰的機能よりも娯楽的機能を強く持つ傾向にあるのではないか。その意味では岡屋虫送りの如

く一定の日に定まらない、雨乞い、日乞い、厄病送りなど危機に臨んで臨時に行なう祭り（これとて固定化する傾向にあるが）の方が、その動機の上からも信仰的要請によって生まれ、より強い宗教的感情に支配されている（これも固定化すれば娛樂化するが）のではないかと思う。

民俗としての宗教行事（ばかりではないが）についてその信仰的側面のみを把えたり強調するのは、農（常）民の実像を歪めて伝える危険があるように思う。即ち、農（常）民を常に、宗教的感情に支配されているかの如く、また、農作業のような日常の実務的行動までも宗教的動機に支配されているが如き印象を与える惧れがあるからである。

そのような傾向は民俗学に限らず研究対象が上代に溯る程著しくなるようである。「祭儀」「儀礼」「祭式」等の用語自体、既に神秘的な雰囲気満たされており、その具体的な概念、実体が明らかにされないままに論の展開にこれらの語が使用され、上代文献に見られる難解な諸問題を説明し得たとするような傾向が一部に見られる。その点では「神話」という用語も同様で、呪術的・信仰的な側面に偏した解釈は、神話や儀礼、更には上代人の像を歪めてゆく惧れがあるのではないかと思う。

（昭和五二年二月三一日）

注(1) 井阪康二氏「兩墓制における石塔と埋葬地」横田健一先生還曆記念会編行『日本史論叢』所収、一九七六年、吹田。

(2) ごく最近では生業の部門であるが、小島弘義氏の「相模川の鮎漁」（昭和五二年一月一日、日本民俗学会第五九〇回談話会）は、相模川の鮎漁をこの川の水系全体の地理的・文化的条件の中で把え考察したものであり、これら外部的な諸条件の有機的関連に於てこの漁が発生し支えられていた実態を明快に分析しておられた。こうした自然・文化的条件により規定されている生業の分野に於てさえも、直ちにその信仰的要素に関心が示される、一傾向がある。

古文書「岡屋地区氏子總代相伝文書」（仮称）紹介・解説

第一号文書

岡屋大明神棟札銘之寫

（題簽）

（表）

應永年中の文化八年辛未迄

三百八十年

天平年中の文化八 未迄

千四十七年

正和年中の文化八未迄

四百六十年

文化八辛未年写之

法所座傳左衛門

（繼目）

初之板

卯〇 一 天平年中神紀与二つニわかれ

祭礼村座東西初り

正和年中又わかれ

五村揃 初る

（繼目）

兵衛太夫 神頼長 紀宗圓

東村神主

神道阿弥^{*}西道大藏尉 神頼盛^{*}『志』彌、原文略字体以下同ジ

神左衛門 次郎 *『志』右

御祭礼四月中寅苗村大明神御祭礼

五月五日西社春日宮若宮御祭礼也

今之宮立根¹本領家地預²所相共ニ

寄進

* 1 『志』ナシ、原文ニハ有リ
* 2 『志』頭ヲ補ウ

西村沙弥

紀滿阿弥兵衛尉平貞俊滿全^紀

紀兵衛三郎

一祭礼御敷^{*}供

東村四膳内

一ゼン村下之

今ハ五ゼン也

西村四膳内

一ゼン村下之

今ハ五ゼン也

新村

戒法重光

新村三膳内

村二ゼン下

今村三膳内

一ゼン下

今村

弥次郎 又太郎

法所二膳内

一ゼン下

法所僧 阿闍梨祐尊

其外下事御子中

一ゼンハ上

大村壹膳今村也 二ゼンハ下

職事 一ゼンハ下

横板の表
定置札之事

岡屋社頭本ハ兩社近年三社應永
己未根^{來カ}本神春日宮末社中苗村 *『志』來
大明神流東下八王子初テ奉請
神之頼長代之事也

一正月晦日笠餅十五数神主七数御子

*『志』共ニ枚
トスルハ疑問

御社頭餅 三十数^{*}まで

*『志』一枚

(繼目)

(繼目)

(繼目)

慶永十六廿六月朔日

*『埜』樂彌^ツハクニ

(續四)

豎板表

(續四)

東村神主兵衛大夫神頼長沙弥 宗圓神道阿弥西道大藏尉
神主子

*『志』榮

上棟岡屋大明神社頭持村人名帳法所僧榮惠法橋圓信阿闍

(續四)

西村沙弥 紀
滿阿弥兵衛尉平貞俊 紀
滿全兵衛三郎神清弘兵衛五

*『志』又二
トスルハ誤訛

郎 今村

又太郎弥次郎

皮

檜。坂大工左衛門次郎

皮

小南

芝林寺大工同人也

*『志』右トスルハ誤訛

梨祐尊

新村戒法重光

上棟應永七年庚辰八月廿二日大工。貞。則藤原

真野 信房

頼盛。実

左衛門次郎

明德參年申七月廿八日 岡屋村郷本所山。河

同式年 柱立也

柱木金勝寺東坂出檜皮金

* 1『志』ニトスルハ誤訛
* 2立也を『志』色トスルハ誤訛

(續四)

豎板裏

大工 岡屋 掃部 尉村。大工
勝寺田
所務依相論

秘地下社 丙戌年柱立也
秘ヲ生カス
ミセケチアルモ『志』

(継目)

(継目)

横板之裏

定置札之事

一弓事

正月廿四日五日兩日也

弓親ハ

(継目)

神氏紀氏人根本ヨリ兩氏人モノ也

波岡屋郷之事市子之庄内 勝

花山院本領也雖然仁和寺(勝) (内ミセケチ) 功徳院御寄進也 騰

若王敬宮以後山門豊院中禱 *『志』宮トスルハ誤読
御年改繰繰 * 1『志』攻トスルハ誤読 * 2ミセケチ
以来 以来

(継目)

* 外ニ紙書也 *『志』コノ一行ナシ

苗村大明神 岡屋村弓事 (傳ハカ) (内ミセケチ) (源第) 次第 *『志』備

正月廿四日廿日五兩日ニ祭(礼)者也 (内ミセケチ)

社頭持村人名帳

法所僧榮惠法橋圓信阿闍梨祐尊 *『志』榮

東村神主雨宮兵衛太夫 神頼長

沙弥紀宗圓 神道阿弥西道大藏尉貞次

西村沙弥紀滿阿弥太兵衛尉紀平貞俊滿全 *『志』右

兵衛三郎 神清弘故家兵衛三郎

新村 戒法重光

今村 又太郎弥十郎

正和二年

癸丑四月日 法所座神傳藏

写ス之

(継目)

(以下表装ノ裏打紙)

當神社棟札銘寫は久敷以前より所在不明となり詮索を重ねる事年あり
遇々八幡町表装の老舗主立木氏は夙に舊記古文を愛重せられ右の写文
も亦同氏の収蔵せらるゝ事を探知し就て之か譲受方を談示せるに氏は
保存の甲斐今日に現れたりとして満足を表して即座に快諾の上即氏獨有
の技に依て表装をなして提供せられたる事を他日の記念として誌す
大正十四年盛夏二代目社掌久野悟 落款

第一号文書解説

卷子一巻。題簽に「岡屋大明神棟札銘之寫」とあり、大正一四年に表装された縹地金欄の表を持つ。料紙は楮紙。本文縦二八センチ、横四七四・一センチ（一五紙）。

次の第二号文書と並び内容に豊む。そして、二号文書よりも書写関係・書写年代が明瞭な点で貴重である。本文書は、既に中川泉三氏『近江蒲生郡志』第六巻に翻刻されているが、本論文の考察に不可欠であるし、私自身が直接原本に当たったところとは異なる読みや、誤読があるので、再度紹介する。『蒲生郡志』の読みについては本文中に『志』として記し、明らかな誤読と判定される文字のみ「誤読」と記した。『志』はこれを「岡屋地区文書」と称して翻刻しているが、私は現在氏子総代の許に伝えられているので、「岡屋地区氏子総代相伝文書」の仮称を用いた（以下同じ）。また、以下の考察も私の専門外に亘る事項があるので誤りもあるかと思う。大方のご指正を受けて今後一層の正確を期したい。

本文書の内容は「岡屋大明神」の棟札、各宮座の中で優越的な立場にある者（社頭）の名簿（人名帳）、当社祭礼についての掟等である。正和二年（一三三三）当社宮座の一つ法所座の神伝蔵の記した文書を、さらに文化八年（一八一八）その後裔と思われる法所座の神伝左衛門が写したものである。

現存文書はこれが久しく紛失（大正一一年に発刊された中川氏の『志』にこれが翻刻されているところからすれば、大正一一年前後以降）していたのを、当社の社掌久野悟氏が、大正一四年八幡町（現近江八幡市）の表装師立木氏の許に所蔵されているのを聞き、これを譲り受けた。そして、その際立木氏に現在の卷子仕立に表装してもらった。以上の事情が大正一四年の表装時に書き加えた久野氏の奥書に記されている。

本文中に「豎板の『表』・『裏』」と記されているところからすれば、正和二年神伝蔵が原棟札・村人名帳そのものを写したのではなく、正和二年以前のある時代に原棟札・村人名帳を豎板と横板とに写して

伝えていた（例えば神社の拝殿内に掲げるなどして）ものを、正和二年に伝蔵が文書の形で書写したものと解される。その際、豎板と横板とは別に伝わっていた「紙書」も書写して、一連の文書としたものとみられる。これらの諸文書の配列は、大正一一年の『志』と同じであるから、一四年の表装の際に配列が変更されたことはない。

以下、各文書の内容を検討する。即ち、「初之板」は、岡屋の宮座の発展を明確に時期を示して記している。次いで、各宮座（村座）の名とその座に於て特に優位に立つ者の名を記している。この「村人」とは村座の座衆の意であろう。この人名は、後段「豎板表」の「社頭持村人」の名と一致している。「初之板」（またはその原文書）の作製時期は記していないが、以下の理由から応永年間と推定できる。即ち、後段「横板の表」の「定置札之事」の条に、神頼長の代の応永己未（応永年間己未の年はない、乙未即ち応永三年であろうか。後の応永一六年の記述と矛盾するし、己未は「己未」とも読めそうなので問題は残る）に八王子社を勧請したとあるから、「初之板」の文書に記された神頼長が東村の神主を勤めていたのは応永年間ということになるからである。

この「初之板」は宮座の中で家格の高い苗字を持つ者（第二号文書の「名氏持長頭」に当る者）の名を特記し（拝殿内等に）掲げ、その特権を示すのが目的だったと考える。その意味で、第二号文書の二〇一行目の「岡屋郷勝手大明神之社頭の座配改り候者明徳三壬申ノ年七月ニ本所山門所務相論より也」からすると、本所と山門（延暦寺か日吉神社）との「所務」をめぐる争いにより「社頭」の構成者が明徳三年に改定され、そこで新しい構成者の名を記してこれを公にする必要があったからではなからうか。従って、成立は明徳三年以降の応永年間となる。

次に「横板の表」の文書の内容は、応永一六年に最初に書写され、当社の勧請の由来（この条のみ応永二年以降成立か？後述）と当社の祭礼日、及び祭礼の神饌とみられる「御敷供」の膳数の各宮座に対する割当て、正月晦日の「笠餅」の配当、「社頭餅」の数についてのとり決め等である。「祭礼御敷供」を『志』は「御敷供」と翻字しているが、原文を検

討したところでは、やはり「敷」と読むべきである。これはいわゆる「折敷」に載せた神饌を意味する語であり、以下に四膳、三膳の如くある膳がその実体と思われる。昭和四八年一月に大津市本堅田の俗に言う「きちがい祭り」を調査したが、これはいわゆる「頭渡し」の儀式であり、この折実際に柿、栗、栃(?)の実等を載せた折敷を持つて何人かが現頭屋の家から翌年の頭屋の家まで行列し、新頭の家門口で各々この折敷を放り出し、これらの神饌をぶちまけていた。「敷」はこの折敷のことであろう。

この条は、各宮座の神饌の量と、祭礼終了後のその分配について定めたものと考えられる。「四膳内(今ハ五ぜん也)一ぜん村下之」とは、四膳の中三膳を神主(今日の社守に当る類いの者であろう)の取り分、残り一膳は村(宮座)の座員(さらにはその家族や一般村民)へのお下りとなるの意であろう。現在岡屋の四月と五月の祭礼の折(二一五「宮座」の項参照)供えられる一重ねの鏡餅の内、上に載せた一枚は他の全部の神饌と共に「宮司」の取り分となり、下の一枚を村座のお下りとして細分し、これを持ち帰った各村座の代表者はさらに座内の全戸に小さく切って配ることになっているが、この習俗は右の解釈の参考となる。「其外下事御子中」も巫女(中とあるから複数であろう)に分配されることを示すのであろう。「職事一ぜんハ下」は、宮座の雑用を勤める者(実際には神事の準備一切を行なうのであろう。現在の滋賀県下の宮座に見られる「承仕」「小使」に当る者か)に対してお下りの数を指すのであろう。また、「正月晦日笠餅」の条も右の如き鏡餅の上の方の部分のお下りについて記したものであろう。この笠餅について菅沼晃次郎氏にお尋ねしたところ、岡屋まで出向いて神田源太郎氏に問い合わせて下さった。それによると、

「祝いごとなどのとき、小餅をハンギリに入れる。その上に重ね餅をのせる。これを笠餅といい、餅まきをするといっている。つまり笠餅というのは、小餅などの上に見栄えよくのせる餅をいっている。したがって晦日の笠餅というのは、供えた餅の一番上

の格式のある餅と解してよいようです。」(昭和五二年一月二三日私信)

とのことである。この上部に載せた餅を現在見る如く神主(宮座に於ける司祭者)と御子(巫子(以下欠文か))等が取り分とすることを取り決めたのであろう。次の「御社頭餅」は未詳である。これも同じく「正月晦日」に供えられたものであろうか。宮座の代表者(社頭)が供える餅の意であり、その数の多いところからみて、前記菅沼氏のご報告に見られるような小餅であろう(猶、前記、応永乙未(八二二年)に間違いがなければ、この条の末尾には応永十六とあるから、「横板の表」の条の冒頭の一文と「祭礼御敷供」以降とは成立時を異にすることになる)。

次の「豎板表」の文書は、宮座内で特別優位に立つ者の名を記した名簿である。「上棟岡屋大明神」と中央にあるところからすれば、応永七年に上棟した当社神殿の建築にこれらの人々が大きく寄与したことを示す為のものであろう。

次に「豎板裏」の文書は、神殿の上棟年月日、用材の出所(金勝寺は神田氏によれば地名。現在栗東町に属す金勝山に属す地であろう。この一連の山は滋賀県の中でも有数の奥深い山であり、材木の供給地であった)と大工の人名を記している。この文書は解読しにくい。真野(地名か。現大津市内)の大工については人名を記しているのに対し、岡屋に関しては「岡屋大工掃部尉」とのみあり不完全である。「芝林寺大工」の条も十分には判らない。第二号文書には「甲賀大工」とあり、その方が通りやすいようだが、「甲賀大工同人也」という文章には疑問が残る。

さらに、右から二行目の「同式年柱立也」は第二号文書の「同次年」を参照すれば、第一号文書の原文には「次」とあったものか。または、「次」の意で「式」を使用したものか。そして、「地下(秘)社丙戌年柱也」も不審である。地下社は岡屋大明神を指すものとみるべきだが、丙戌年はこの前後では応永一三年に当る。柱立は上棟以前に行なわれる儀式である。従って上棟した応永七年から六年後の応永一三年に「柱立」されたことになり、原文のままでは、地

下社を岡屋大明神とは別の神社と解さなくてはならなくなってしま
う。

しかし、第二号文書二〇一三行目「地下社頭ノ初リハ明
徳四年」とある「地下社」は明らかに岡屋大明神を指しており、しかも
明徳四年は、第一号文書の「同式年」、第二号文書の「同次年」に当る
ものである。一方第三号文書の「明徳三歳」の次行の「丙戌年柱立也」
は明徳四年を指すものと解すべきであるから、第一号文書の「地下社
丙戌年柱立也」の丙戌年も明徳四年を指しているものと解するのが妥当
であろう。但し、明徳四年の干支は癸酉であり、かつ明徳四年に接す
る丙戌年はない。明徳四年の翌年応永元年は「甲戌」である。甲は丙
と誤認し得る。従って、第一号・二号文書共に「丙戌」の誤写がある
から、すでに両文書よりも以前(場合によっては原文書から)明徳四年の
干支を翌応永元年の干支と誤って記したものと推定される。

以上から、この条を仮りに解説すると「明徳三年七月に岡屋郷の本
所と山門の『所務相論』により岡屋大明神の神殿が破壊された為、翌
四年に柱立の式を行ない、七年後の応永七年八月廿二日に上棟式を行
ない完成した。」の如くである。「所務相論」の具体的内容は判らな
い。年貢の収納に係わるものであろうか。

次に「横板之裏」の文書に移る。「定置札之事」に「弓事」とある
が、現在岡屋にはこれに当る神事は行なわれていない。しかし、正月
という時期からして現在でも滋賀県各地で行なわれている「奉射」
(歩射)に相当するものではないか。「弓親」についても菅沼氏は心当
りがないと言われる。岡屋では廃れてしまったので詳しくは判らない
が、恐らく正月の弓を射る行事の際筆頭格の資格を持つ者を指すもの
と思われる。その点で「尾州徇行記」東脇浦村の条に「東脇浦ニテ
頭立タル家筋師人ト唱フル輩、例年正月十五日鈴ノ宮ノ神事武射ヲツ
トム」(萩原龍夫氏『中世祭祀組織の研究』三〇五ページより引用、吉川弘文
館、一九七五年八増補版)、とあるのは参考になる。この一文は、
この弓事の行事の「弓親」をこの村の草分けと目される神氏紀氏の氏

人から出すことになっている、特権的慣例を公的に確認させるもので
あろう。

次の条は岡屋郷の所領を示す一文である。第二号文書一ウ八行目
三行目にも、後部を略してはいるが同じものが載っている。この文書
は別の古い文書から当村の歴史を記す目的で板書したものであろう
か。次の「若王敬宮」より「以来以来」(落書か)までの三行は文意不
明である。専門家にも問合わせたが解説不能であり、かなりの脱字が
あるのではないかと由であった。『志』によれば岡屋に「若王寺」
の小字名がある(八巻四二二ページ)が、「若王敬宮」はこれと係るか。

「外ニ紙書」の文書については、その内容は既に「横板之裏」に記
した「弓事」と「豎板表」の「社頭持村人名帳」である。しかし、弓
事も弓親についても記すところなく省略している。「村人名帳」も「豎
板表」のそれと相違を示している。即ち、東村の「雨宮、兵衛太夫」
(「豎板表」、第二号、第三号文書に傍点部なし)、西道大蔵尉貞次(同)、紀
満阿弥太兵衛尉(同)、神清弘故家、兵衛三郎(同)の如く相違している。
この内、「雨宮」は興味深い。岡屋の小字三ノ口の小丘(高さ一〇〇
一五メートル)頂上には雨乞いの神である龍王社(明治時代ワタツミ神社
とも称した)があり、これを「雨宮さん」と今も称している。この社を
司った人物であらうか。

ともかく、この紙書を載せていることは、神 伝蔵が正和二年に書
写した際に既に豎板に墨書した村人名帳と紙書の村人名帳とが並存して
いたことを示している。豎板は、既に紙書してあったものを重要書類
として板に墨書したものであろう。この文書が第一号文書「豎板」と
「紙書」、第二号文書(第一号文書の「豎板」と比較的近いものと思われ
る)、第三号文書の間で錯雑しており、三者の前後関係、書写関係は決
定し難い。これは、人名帳が古くから書写され、転写が重ねられたか
らであらう。

以上、本文書には誤脱や文意の解し難い箇所を持つものの、以下の
第二号・三号文書と共に岡屋村とその氏神社の歴史を考察する上に不

可欠な史料として貴重である。

第二号文書

一岡屋大明神社頭之時
村之人名帳

法所 榮惠

法橋 圓信

阿闍梨祐尊

新村戒法 重光

一東村神主兵衛大夫頼長

沙弥紀宗圓神道阿弥

西道大藏尉神主

神頼實 左衛門次郎

一西村沙弥紀満阿弥

兵衛平尉貞俊満全(紀、説)

兵衛三郎神清弘

今村又太郎弥次郎兵衛五郎

應永七年庚辰八月廿二日

明徳三年申七月岡屋郷

本所山門(註)所務依相論地下

社頭同次年持立也

柱木金勝寺東坂ヨリ出ル

柱木金勝寺ヨリ出ル

一檜木大工右衛門次郎小南

甲賀大工同人也

大工真野藤原 信房

(1オ)

(1ウ)

岡屋大工掃部尉

一社頭弓之事

正月廿四日五日兩日也

弓親神氏 紀氏本々兩氏仕也

岡屋之郷者

市庄正内

本領也

花山院

雖然仁和寺ノ

勝切徳院之御寄進也

明徳三年ヨリ寛保四甲子迄

凡ノ三百五十二年ニ成ル也

一岡屋郷勝手大明神之

社頭之座配改り候者

明徳三壬申ノ年七月ニ本所

山門所務相論より也

一右相論ハ後小松院之御宇

明徳三年 義満將軍御代ニ

四月ニ公家武家并ニ諸寺

諸社之沙汰有りて賞罰ヲ

糺され候也其時

一然ルニ仍テ山門と南都興福寺

奈良法師と又三井寺ノ相論

(2オ)

にて破レタリト見ユ地下社頭ノ初リ
ハ明德四年也

一近代改メハ天正十五年

大政大臣織田信長公代也

家名有之者共別テ社頭

之頭人と成也尤東村西村

兩村あれ共殿村と申テ

名氏ある村ハ別格ニ長頭ニ成リ

仍而皆此ニ從ス

織田信長公頭取ニテ則葉師村

明神モさい(在野カ)こウ破損也岡屋も

同事ニ再興破損能仕候者也

氏子頭執四人也同ク明ニ山ノ上

西山村ハ湯水遺事を許ス

則是ハ五町八反ハ掛リ申付其外ハ

水遣ス事成不申候此川廣サハ

□隙(隙)之ハ、也又水を取ニセキ申

事ハ不免兎角堀りテ水取

可申候究メ也

一東村西村新村今村之内

名氏持長頭ノ事常人宛有テ

此ト一村ニ集リ大村ト号ス

一松村之事ハ又ミ別而下ミ之内

み仕り候

(2ウ)

第二号文書解説

江戸時代の書写。縦二・三センチ、横三二センチ(折紙)、二丁。
墨附二丁。料紙は楮紙。

前半(一オ〜一ウ)は第一号・三号文書と共通し、「社頭持村人名帳」、「棟札銘」、「社頭弓之事」を内容とする。後半は、この氏子相伝文書(ヤ林 健一氏所蔵文書)に見られない史料を記し貴重である。即ち、岡屋大明神の宮座の新設、「社頭」の構成者の改訂、他村(山ノ上、西山)への灌漑用水の通水権等である。

前半部の末尾に「明德三年ヨリ寛保四甲子追凡ソ三百五十二年」とあるところからすると、明德三年の年号の入った棟札銘と第一号文書に見る「定置札之事」の一部の写し(恐らくは現存しない)を寛保四年(一七四四)に書写したものと解される。後半部については書写年月はないが、紙質筆跡が前半部と同一であるから、同じ頃同一人によって(同じく現存しないハ?写しから)書写されたものであろう。

前半部の「村之人名帳」及び棟札銘は第一号文書の如き縦長の文書から折紙に写したものでらしく、縦長の原文書(?)に於て中央に一行大きめの字で書かれていた「法所栄恵ノ祐尊」を冒頭に各人一行宛に配して大きめに書き、次に中央の人名の左右に配された「東村〜」(右行)「西村〜」(左行)を各々項目を立てて書いている。同様に第一号文書を参照すれば、棟札銘の中央の行の「応永七年庚申八月廿二日」(一)、「大工真野藤原」(二)、「岡屋大工掃部尉」(三)を、本文書に於ては一行宛書き、そして、第一号文書によれば左右に配された「明德三年ノ持立也」(第一号文書右二行目)、「柱木ノ金勝寺ヨリ出ル」(同右二行目)、「檜木大工ノ同一也」(同左行)を本文書に於ては(一)と(二)の間にとめて書いている。その為、第一・第三号文書と対照させる必要があり、この文書単独では判然としない。

これは、第三号文書同様書写が不正確(但し、第三号文書程粗雑ではない)な為、または第二号の親自身が錯雑していた為であろう。例えば、

第一号の「村人名帳」では中央の行にない（それが原形であろう）「新村戒法重光」を、中央行にあるものと見誤って阿闍梨祐尊の左に並べている。また、第一号によれば「西道大藏尉神頼盛（本文書では實）神主子左衛門次郎」とあるべきところを、本文書（一〇九・一〇行）では、西道大藏尉神主子

神頼實 左衛門次郎

の如く、二人の人物であるかのようにしている。その他、第一号によれば、

……満全

兵衛三郎

の如く、兵衛三郎は満全の左脇に独立して書かれるのがより原形に近いと思われるが、本文書（一〇三行目）では「兵衛三郎神 清弘」のように同一人物の如くなしている。さらに、同じく第一号によれば「神 清弘兵衛五郎」とあるべきところを、「今村又太郎次郎兵衛五郎」の如く次行の末尾に送っている。加えて、第一号によれば「花山院本領也」とあるべきところを、

本領也

花山院

と二行になしている（一ウ一〇・一一行）。一ウ一一行の「勝功徳院之御寄進」以下も第一号によれば省略がある。一〇一六の「明徳三年申七月」は第一号を参照すれば「七月廿八日」の略である。細部に於ても、一〇一・二行「社頭之時村之人名帳」の「時」は「持」、二つの「之」は行であるし、一ウ一行目「檜木」の「木」は「皮」の誤り、一ウ二行目「一、檜木」の「一」は行、一ウ九行目「市庄正内」は「市子庄内」の誤りである。一ウ七行目「弓親……本々兩氏仕也」は第一号の如き「根本ヨリ」（「最初から」の意）の意が判らずに改めたものである。一ウ二行目の「甲賀大工」は不審ではあるが参考になるかもしれない。次に、後半部は岡屋大明神の「社頭」の座の変更された事情、他村への通水、宮座の新設について記している。二〇一四行から二ウ一〇

行までは内容的に三項目に分けることが出来よう。即ち、「近代改メハ（二〇一四行目）」から「従ス」（二〇二〇行目）で一項をなし、二〇二〇行目以下四行目が空白であることは、ここで文が終ることを示す。この項は宮座についての内容である。次に、「織田信長公」（二ウ一行目）から「破損能仕候者也」（三行目）までが一項。信長の指示により大字薬師の氏神社と在郷（？）が破損され、この際岡屋も被害を蒙った意であろう。これは、薬師の勝手神社棟札銘文（中川泉三氏「志」巻六、三二五ページ）に見られる永祿十一年（一五六八）九月一七日の攻撃であり、この一文によりその際岡屋も信長の軍勢に侵攻されたことが知られ、貴重である。二ウ四行目から一〇行目までが一項をなし、他村への灌漑用水の通水権を内容とする。氏子の代表者（頭取）四名が隣村の山ノ上村、西山村に対する通水権を持つことを示すものである。この四名は、僧の座である法所座を除く四座の座頭（即ち、二ウ一一～三行目の「大村」か）を指すものであるか。その通水量、方法（堰いて通水してはならないなど）についても記している。

二ウ一一行からの「東村西村」、同一四行目からの「松村之事」は宮座に関する内容であるから、一〇一四行目から始まる「近代改メハ」の条下に入った方がまとまりが良い。以上から、後半部の二ウは二〇と性格の異なる別の文書から抜き書きしたものではないかと考えられる。

かようにして、判らない箇所を自分勝手に改行したり、生半可な知識で「檜皮」を「檜木」に、「根本より」を「本より」等に改変している点、本文書の書写者の教養の程を露呈している。

第三号文書

棟札裏

上棟應永七庚辰八月廿二日

(1ウ)

明徳三歳^申 七月廿八日

丙戌年柱立也

柱ハ金勝山東坂出

岡屋郷地下社 大工真野藤原光正

大工岡屋 信房

金勝山出檜皮工

金盛次郎左衛門義時 棟札表書

神 東村兵衛大夫頼長

上 仁和 ^(寺カ)^(磨カ)

金勝山出檜皮工

岡屋村大明神 棟 正切徳院戒社

紀

西村満阿弥^(マ)兵衛尉 貞 俊

道阿弥^(西カ)兩道大藏尉

社頭持村人名帳

兵衛三郎満金^(マ)

子守見

右衛門次郎頼盛

法所僧栄恵法橋 清阿弥^(マ)兵衛又五郎満次

円信阿闍梨祐尊

新村戒法重光

(1ウ)

大村左衛門太夫忠弘

今村亦太郎 弥次郎

第三号文書解説

縦二五・二センチ、横三二センチの楮紙一枚に墨書し、裏にも数行及ぶ。紙質・筆蹟から江戸時代の書写と認定出来る。折紙を開いて使用したものと思われる折目が中央を左右に横断している。

内容は岡屋大明神の棟札銘と「社頭持村人名帳」である。第一号文書が用紙を縦に継ぎ、縦長の文面を正確に書写しようとする態度が伺えるのに対し、本文書にはそうした態度は見られない。一枚の楮紙の裏表を利用してはいるが、紙背の文字が見え、筆蹟も第一号・二号文書に比して入念ではない。第一号文書の如き三行から四行の縦長の文書を適当な箇所で行して写し、且つ行や文字の大きさが不揃いで、省略もある為に文意は判然としない。

第一号・二号文書と比較すると省略した箇所があり、一オ五行目金勝寺(第一号・二号文書)を金勝山(本文書が書写された頃には金勝寺という寺院があったことも忘れられた為か)の如く任意に改めたと思われる点、一オ一〇行目の「兩道」(第一号、二号文書では西)、一二行目「満金」(同、全)の如き誤字、「子守見」(社頭持村人名帳)の下方)の如き文意不明な点があるなど、粗雑な書写である。

しかし、第一号・二号に見られない「仁和寺^(磨カ)正切徳院戒社」^(磨カ)「大工真野藤原光正、大工岡屋、信房」があるので収録した。書写は乱雑であるが、第一号・二号文書にない独自の文を持つのは、第一号または第二号文書から直接写したのではなく、両文書の親とは別の文書が存在した可能性を示している。

第四号文書

祭神 愛靈命 勝手神社 大和國吉野郡

吉野山ニ座坐

〔未傳考〕

天孫臨降之時三十二神相添テ奉天降也次ニ為護國後見ニ被下之三十二神ト云云愛靈命ハ勝手ノ太明神也〔六十四神式〕

吉野山和歌ニ詠ス「略也」「節兼千首」

三吉野や勝手の宮の山蔭

神につかふるみもふりぬめり

此所ノ宝藏ニ「文治元年」静法樂ノ舞ヲマイシ

装束義經ヨロイアリ「文武天皇三十九代」

右ニソバダチタルハ御影山左ハ袖振山也 〔文武天皇ノ事也〕

吉野ノ宮にましまして琴ヲ志らへたまふしに雲

おこりて神女ノあらはれ曲ニ應じて舞羽衣の

袖ヲ振けるより袖ふり山言ふ也

(1オ)

(1ウ)

祭神 大鷓鴣命 若宮神社

祭神 天照大御神 大神宮

祭神 埴山比賣命道祖神 塞ノ神ノ事

(2オ)

祭神 譽田別之命 八幡神社

祭神 大綿津海之命綿津見神

祭神 須佐之男命 八坂神社

祭神 愛靈命 勝手神社

(2ウ)

相殿ニ坐左座

祭神 正哉吾勝々速日天之忍ノ穗耳之命

天之穗日之命

天津日子根之命

活津日子根之命

熊津須毘之命

瀛津島比賣之命

中津島比賣之命

邊津島比賣之命

八王子神社

第四号文書解説

縦二七・六センチ、横二〇・七センチ、二丁。墨附二丁。料紙は楮紙厚紙。

紙質、墨附から見て江戸時代末期以上に溯るものとは思われない。恐らく、神仏分離の際か、それ以後さして下らない時期に岡屋勝手神社の祭神資料として作製した文書であろう。

前半部(一オ～一ウ)は吉野勝手神社の伝承を記している。吉野勝手神社に関する事項を別の資料から抜き書きして、当社の資料としたものと思われる。筆録者は、「清見原天皇」を「文武天皇ノ事也」としている点、教養もさ程高いとは思われない。一オ三行目「埴山比賣命」を「道祖神 塞ノ神ノ事」としている点、神祇関係者と思われる。岡

屋勝手神社の初代社掌の手になるものではないか。

後半部(二オ、二ウ)は当社の祭神と摂社の祭神を記している。冒頭に「祭神大鷦鷯命」、次に「天照大御神」と天皇と皇祖神名を記した後、二ウに至り氏神社の事項を初めて記している点、明治初年以降の天皇中心主義的思想を背景としているようで、官庁に提出した書類の複本ではないか。

この中に見える八王子神社は、第一号文書「横板の表」の文書中の「苗村大明神流東下八王子」に相当する。苗村神社は竜王町大字綾戸に鎮座し、旧延喜式内社「名寸社」である。埴山比賣命を注して「道祖神 塞ノ神ノ事」とあるのは、文献的な知識によるものと思われる。滋賀県下にはいくつかのサイノカミの石塔や神社があることが、啓司氏により報告されている(滋賀県下のサイノカミ資料「滋賀民俗学会『民俗文化』一五七号、一九七六年一〇月、大津)けれども、これらには明治以降の専門神官の手になるものがあるのではないか、参考までに右の例を紹介しておく。

第五号 文書

明治十三歳

村社祭禮雜費記録

第一月

(表紙)

大晦日宮籠り入用品

(1オ)

一 炭小俵 貳俵

一 油 貳升

以上

一月六日七日八日入用品

(1ウ)

一 酒 八升

一 糯 白 七升

一 豆腐 拾貳丁

一 数ノ子 三百目

一 こんぶ 貳百目

一 棒たら 五百目

一 鰯 五百目

(2オ)

一 さいら 廿

一 金四銭 松人(くぢ)はり

一 炭小俵 貳俵

一 油貳升 貳人賃二銭

(2ウ)

一 醤油 貳升

一 割木 拾束

一 柴 六束

幣竹

棚竹

半紙 二折

いわし 六ツ

にんしん 老わ

午房 貳わ

燈心

かわらけ

神折敷 三枚

御酒すゝ 三ツ

ミかん

(4オ)

(3ウ)

(3オ)

くし柿

くり

拾三品

此代金四拾五銭定

四月例祭入用品

一夜宮油 貳升

一金廿五銭(墨線ニテ消ス)なし(別筆ニヨル後補)

一金五十銭 御膳料

一 糯玄米 四斗

一 白米 貳斗

九十銭(文字ハ朱、墨線ニテ消ス)

一金七拾五銭(朱線ニテ消ス)

五銭(墨線ニテカゴム)

幣さし 老人
御供戴 四人
同添 四人
拾五銭(朱)
老人五銭ツ、祝儀(五銭、朱線ニテ消ス)

(5ウ)

(5オ)

(4ウ)

半紙老折水引付

一 酒 貳斗

老升五合(朱)

一 酢 五合(墨線ニテ消ス)

一 さざり 三十

一 鱈 貳貫目

七百目勝手向入用

七百目こけらすし

六百目さし身

御供餅荷ひ四人(朱)

拾三人(サラニ朱線ニテト上ニ書ク)

一 金拾五銭

金 廿 銭(朱)

こけらすシ
ゆば
外見計

そらめん
そらば
かんてん

(6オ)

一 竹の子(朱線ニテ消ス) 老貫目

一 金拾銭 ゑひはせ

一 金五銭(朱線ニテ消ス) わかめ
ゆば(朱線ニテ消ス)

一 金壹円 席料

一 割木 拾束

一 柴 拾束
一 醬油 貳升

以上

五月節匂入用品

一 御神酒 老升

一 散米 老升

一 半紙 老折

一 苧 代老銭

一 賽銭 老銭

一 金七拾五銭

御子 老人
供 老人
定使 老人
三人 造用

以上

六月一日麦湯入用品

一 散米 貳升

(6ウ)

(7オ)

(7ウ)

(8オ)

- 一 紙 老折
- 一 苧 代五銭
- 一 拾式銅

以上 (8ウ)

- 一 散 米 貳升
- 一 紙 壹折
- 一 苧 代五銭

一 拾二銅 (9オ)

- 一 玄米 四斗 年中世話料
- 以上

右祭禮入費之内 (9ウ)

- 一 御幣料 廿五銭(朱)
- 一 御膳料 五十銭(朱)

- 一 糯米四斗
 - 一 白米貳斗
 - 一 幣さし(朱)老人巻四人 御供(以下巻) 戴(以下巻) 税儀 御供餅荷四人
 - (朱)メ九人老人拾五銭ツ、
- 右ハ祭り前日ニ役場ヨリ相渡シ
可申言事

第五号文書解説

明治一三年筆録。縦二一・九センチ、横一五・五センチ、墨附九丁。料紙は楮紙。

岡屋勝手神社の主な祭りの入用品、費用、謝金等について簡単に記したものであるが、村祭り関係の記録は一体に少ないので収録した。

二ウの「さいら」はサンマのことである。三ウの燈心、かわらけは、燈明用であろう。六オ等に見える着が度々変更しているのは、時代の好みや、取得の便宜によるものであろう。

六月一日の条の「麦湯」の名称は現在岡屋にはなく、小森太三郎氏によれば竜王町大字弓削に「麦湯」が行われている。その内容からして麦の収穫感謝祭であり、行事の中心は巫女の湯立て(故に「麦湯」と称す)である。その際湯を湧かした釜の中に清酒と小銭を入れる。本文書に「拾式銅」とあるのは、弓削の例を参考にすると、湯立ての釜の中に投じる小銭か。岡屋に於ては現在新暦六月一日に恩田祭りが行なわれ、巫女による湯立てが行なわれているが、麦湯が恩田祭りとなった可能性が強い。八ウの霜月祭の条にも麦湯と同じく「散米・紙・苧・拾式銅」とあるので、現在は湯立てが行なわれていないが、かつて霜月祭りにも湯立てが行なわれたことを示している。神田氏によれば霜月祭に湯立てが行なわれた記憶は全くないので、明治年間か大正初年まで

に廢れたのであろう。七ウの「定使」は宮座の世話をする「承仕」か。祭礼に入用な品も費用も明治一三年当時のままでなく、主に朱により次々と書き加え、時代による変化を示している。

注(1) 小学館『日本国語大辞典』によれば「江戸時代、神仏のお供えや燈明料、僧尼、山伏などへの礼として十二文を包んで出したもの」とある。
注(2) 現在岡屋では霜月祭りを新嘗祭と称し、新暦一二月五日に行なっている。

第六号文書

大字 岡屋 誌

- 一 文録四年豊大閣諸國ノ土地ヲ檢ベ直ニ郡ヲ以テ町村ヲ統ブルノ制トシ諸國ノ田畝ヲ檢ベ貫高ヲ改メ石高トナス之レヨリ後
- 二 慶長七年寅年公儀ヨリ鈴木新五左衛門檢地ノ為出張セラル此時檢地高ヲ壹千九百八拾石四斗ト称ス
- 三 同拾五年本多飛彈守内高七百石ヲ拝領セラレ残り高旗本有馬氏ノ地行所トナル
- 寛永五^成年一夢露秀ト云フ人依台命善正寺ヲ今ノ處ニ開基ス
- 。后正保三年淨嚴院隱居光壽寺ニ来リ住職ス
- 四。先寛永拾四年本多領尾州領トナル

寛文拾^成小口村ト争ヒアリ平野藤治郎、安藤又右衛門、土屋治郎右衛門檢使トシテ出張六月廿三日之レヲ和解セリ
同年明神ヶ谷ヨリ字井ノ上ニ即チ現在ノ位置ニ土産神ヲ移ス
元録三^辛年四月八日還譽上人吉祥寺ヲ建立ス之レヲ中興開山トナス
同七^戊年五月九日字廿四樋ヲ伏替ス
寶永四^亥年善正寺住職廓譽上人境内ニ地藏堂ヲ建立ス本像ハ諷誦文回向濟ヲ以テ造ル

(1ウ)

(1オ)

享保拾七子年八月拾六日戸数及人員ヲ檢ス

尾州領百姓人数合計四百七拾七人

内 男 貳百參拾八人

女 貳百參拾九人

本役家数九拾三戸

有馬宮内ノ地行所百姓人数六百零五人

内 男 貳百九拾八人

女 參百零七人

本役家数百貳拾八戸

総人数 壹千八拾貳人

総家数 貳百貳拾壹軒

同貳拾^{乙卯}光壽寺ヲ字岩井ヨリ字久保太ニ移シ藁屋根ヲ瓦葺ニ改造ス

元文元^{丙辰}秋八月光壽寺入佛供養ヲ営ム淨嚴院ノ弟子来リテ住ス

延享四年迎譽上人観音堂地内ニ鐘堂ヲ建設ス

寶曆^{庚辰}元貳月拾四日東譽上人吉祥寺ヲ再建ス

安永七^戊成四月善正寺ヲ第八世想譽上人ノ之レヲ再建ス之レヲ

中興開山トス

天明元年氏神社ノ華表倒ル

同七年山之上村ト井論相生ジ尾州、有馬采女ノ裁許ノ下ニ

此方立會ノ上和合セリ時ノ庄屋尾州弥次右衛門、有馬

九良右衛門

寛政元年土産神社境内ニ石華表ヲ建立ス

同三年秋八月華表倒ル

文化元年観音堂大ニ破損セルニヨリ甲賀郡岩根村ヨリ薬師寺

護摩堂ヲ買入レ再建入仏式ヲ行ヘリ

文化五^成辰秋八月華表ヲ再建ス

(3オ)

(2ウ)

(2オ)

天保九年二月吉祥寺庫裡火ヲ失ス

安政元年六月拾四日地大ニ震ヒ家屋倒ルモノ数多拾壹月式拾

三日再震ス

同二年善正寺罹震災大ニ荒廃セルニヨリ本堂及庫

裡ヲ修繕ス今ノ廓下ヲ建設セラル

同年光壽寺住職探道和尚庫裡ヲ建設ス

文久元年二月三日吉祥庵廢寺ニシテ善正寺ニ合併ス

元治元年京洛蛤御門ノ変ヨリ尾州領^(消ス)大納言上洛ノ際

尾州領ノ百姓ハ人夫トシテ従行入洛シテ有馬地行所^(マ)下百姓ハ宿

人夫トシテ勢州阪ノ下ニ出張ス

(3ウ)

第六号文書解説

筆録者、筆録時共に明記していない。藍色の野の入った縦二三・七センチ横二九センチの野紙に墨書している。表紙はなく、墨附三丁。紙質・字体から見ても明治後期以降から大正頃の作製と思われる。この文書と一綴りにした文書中に「明治参拾七年正月 日 鏡山村史編纂材料調査書 鏡山村大字岡屋」があるが、本文書はこの重要部分を抽出し浄書したものと見られる。

内容は江戸時代を中心として、特に寺院関係の記述がめだつ。恐らく前記「調査書」が江戸時代の記録(現存しない?)私の調査時には該当するものがなかった。岡屋の寺院の文書は調べてないので、あるいは寺の方にあるかも知れない)を基に作製したのであろう。岡屋の江戸時代の文書にこのように明確に年次を示した記録がないので重要である。なお「調査書」の方が資料としてはより重要であるが、長文でもあるのであるに譲る。

追記

- (1) 寺関係については、村内に浄土宗鎮西派(総本山智恵院)の三寺があり、各々檀家を持つ。即ち、善正寺(檀家数八〇戸)・吉祥寺(同三〇戸)・光壽寺(同三〇戸)である。その宗教行事と村の関係についての報告は他日に期す。
- (2) 神田氏が岡屋村内の善正寺の記録を調査されたところでは、昭和十二年七月「支那事変」が起り戦時体制に入った為、同年九月に五人ずつの「隣組」ができ、更に一六年一月「大東亞戦争」に入ると共に一七年正月より一〇人ずつの班編成となる。隣り同士何事も助け合い、毎年正月には「組汁」と称して会食した。戦争中の配給時代は棒鱈と豆腐位の簡素な汁であったが、現在では相当の御馳走により正月を祝っている。
- (3) 本論文の印刷中に中村孚美氏の「都市民俗学の一課題——高岡御車山祭りをめぐって」という心強い発表に接した(昭和五三年二月二日、第五九三回日本民俗学会談話会)。氏も祭り(及び伝統)の持つ感情的(機能)面を把握せねばならないこと、そうした観点が従来の研究に不足していることを遺憾がちではあったが強調しておられた。同じ思いを抱いていた私は、終了後都市の民俗ばかりでなく、農漁村を問わず、また、宗教的部門に限らず他の部門も広く対象とすべきであるとの意見を述べた。中村氏の研究に敬意を表したい。
- (4) 以上、岡屋の「虫送り」の調査報告に当って、村の歴史を言い伝えと古文書により現在の民俗をも参照しつつ可能な限り追求し、その過去の歴史と現在の習俗とがいかに保っているか、また「虫送り」という一農耕儀礼の現在相の外面的な記録ばかりでなく、祭りの行なわれている時点に於ける村全体との関係、及び祭りに於ける参加者や村人達の心理・感情的な側面、更には現在及び過去に於けるその機能を考察し、且つ一儀礼とそれをとりまく村の諸組織が過去は無論現在でもいかに流動しているかという、祭りの生きた実体を可能な限り正確に把握しようとする努力(一習俗(とそれと係る諸事象)の過去及び現在の姿を分析的と同時に総合的に把握すべく私なりの方法で試みた。結果的には必ずしも成功していない点があることは自覚しているが、大方のご教示を賜り一層の努力をしたい。

写真（一）岡屋村絵図



写真（二）



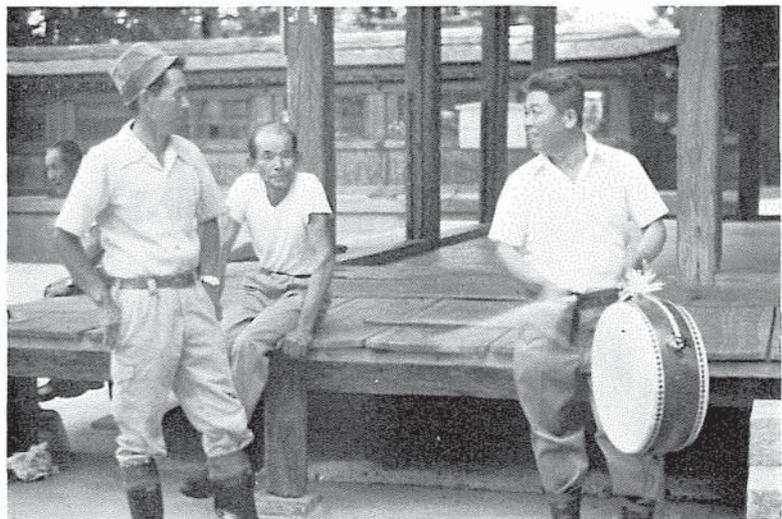
写真(三)



写真(四)



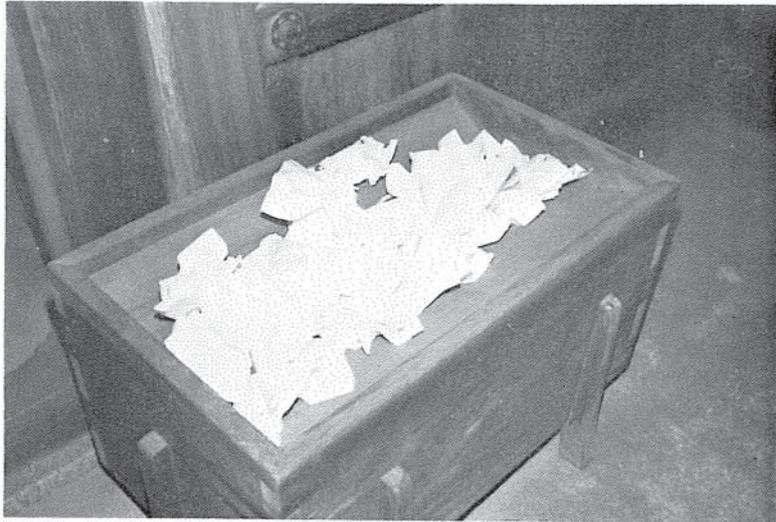
写真(五)



写真(六)



写真(七)



写真(八)



写真(九)



写真(六)



写真(二)



写真(三)



写真(三)



写真(四)



写真(五)



写真(六)



写真(七)



写真(六)



写真(五)



写真(二)



写真(三)



写真(三)



写真 (三)



写真 (四)



写真 (五)



写真(六)



写真(七)

